

国際司法裁判所の「基本的組織原理」に関する考察(二)

牧 田 幸 人

目 次

はじめに

第一章 予備的考察

—— I C J の存立と国際社会における政治的・社会的背景 ——

第一節 国際社会の権力構造と国際司法制度

第二節 「国際社会の構造変化」と I C J の現状

—— 非欧米諸国の対応を中心にして —— (以上前号)

第二章 P C I J ・ I C J 組織枠組の確定過程

第一節 P C I J 組織枠組の確定過程

—— 一九二〇年「法律家諮問委員会」および連盟理事会・総会での論議 —— (以上本号)

第二節 I C J 組織枠組の確定過程

—— 一九四五年「サンフランシスコ会議」での論議 ——

第三節 I C J の「基本的組織原理」構造の把握

第三章 I C J組織枠組に関する若干の論点

——「I C J改革論」の検討を中心にして——

第四章 I C Jの「基本的組織原理」と国際司法制度の特質

結びにかえて

第二章 P C I J・I C J組織枠組の確定過程

第二次大戦後、I C Jは、連盟時代のP C I Jに代って、戦後世界における国際紛争平和的処理分野において紛争の司法的解決を任務とし、またある意味では、国際社会における「法の支配」確立のためのシンボルとしての国際司法機関として存立し、活動してきた。ところで、国連は、第二次大戦を契機に、戦後世界における一般国際平和機構として創設されたが、連盟と同じく戦勝国の立場とりわけ大国支配原理を基礎にして構築された国際機構であり、また、「国際社会の組織化」の展開過程においても、決して超国家的機構たる特質をもつものではなく、主権国家体制を基礎とした国際社会の基本構造のもとで存立する国際機構以上のものではない。I C Jは、主権国家を社会構成の基本単位とする国際社会の多元的権力構造のもとで、そうした特質をもつ国連の「主要な司法機関」としての地位とそれに基づく機能をもつ。

I C Jの設立過程は、第二次大戦中からすでに着手されていた戦後世界における一般国際平和機構（『国連』の創設構想およびその枠組確定過程とほぼ同じ歩調をとって展開し、一連の国際会議——「非公式連合国会議」（一九四三年五月～一九四四年二月）、「ダンバートン・オークス会議」（一九四四年八月～同年一〇月）、「連合国法律家委員会」（いわゆる「ワシントン法律家委員会」）（一九四五年四月）、「サンフランシスコ会議」（一九四五年四月～六月）——での討議を基礎に、「サンフランシスコ会議」においてI C Jの基本的な組織枠組が最終的に確定するにいたった。もっとも、I C Jの組織枠組はそうした大戦中からの一

連の国際会議の所産であるといえるが、しかし、国際司法制度の史的発展過程から總体的に概観すれば、P C I Jの枠組をI C Jの基本的な組織枠組の原型とみることができ、さらに、P C I J組織枠組の確定の前史として、とくに一九世紀末から今世紀初頭にかけての「世紀の転換期」における一連の国際会議——ことに一八九九年、一九〇七年の第一回、第二回ハーグ会議——での国際紛争平和的処理分野における国際裁判制度に関する討議と成果に留意すれば、I C Jの基本的な組織枠組の確定は、ほぼ半世紀にわたる歴史的経験とその所産に基礎をおくものであったともいえよう。

本章では、前章の予備的考察で触れた問題意識を視座に、第一節、第二節においてP C I JおよびI C Jの組織枠組の確定過程を概観しながら、第三節において国際司法機関の組織枠組上の特質——I C Jの「基本的組織原理」——について概括的に把握することを試みたい。ただし、こうした観点から検討するに際しては、当然のことながらP C I JおよびI C Jの全体系について詳細に検討することが不可欠であるが、ここではさしあたり、主な素材として裁判所(裁判機関)の構成、管轄権(とくに強制的管轄権)などに関する若干の点だけをとりあげて検討するにとどめたい。

※高野雄一、国際組織法(新版)、一三八頁。香西茂、「国際連合」、国際法辞典、二三三頁参照。なお明石氏は、「国連は主権国家体制に代るものではなく、むしろそれをより近代化し、合理化し、人間化するために存在しているといつてよい」と捉えられる(明石康、国際連合 第二版、二三一〜二三三頁)。このほか「国連システム」の特質については、斎藤鎮男、国際連合論序説、五頁以下参照。

第一節 P C I J組織枠組の確定過程

——一九二〇年「法律家諮問委員会」および連盟理事会・総会での論議——

第一次大戦終結後の一九二〇年二月二三日に、第一回連盟総会本会議においてP C I J規程(全六四条)が全会一致で採択され、国際法史上初めての常設の国際司法機関たるP C I Jの基本的な組織枠組が確定した。P C I Jの組織枠組

については、連盟理事会が連盟規約一四条に基づきP C I J設置案作成のために招集した一〇名の国際的な法律家からなる「法律家諮問委員会」⁽¹⁾でまずその骨子について討議・立案され、続いて同委員会が作成した草案(全六二条)に関する連盟理事会第八、第一〇会期での討議、「理事会修正草案」(全六二条)の採択、さらにこれに関する第一回連盟総会の第三委員会での討議、総会本会議における「第三委員会草案」(全六四条)の採択といった経緯を経て確定されるにいたつたのである。

こうしたP C I Jの組織枠組の確定過程においては、それまでの国際裁判制度の発展過程、とくに二度のハーグ会議などでの論議やその一定の成果に留意しながらも、むしろ第一次大戦後の国際社会あるいは国際法の現状を直視しつつ、従来の仲裁裁判所とは異なる新たな常設の国際司法機関をいかなる理念に基づき構築すべきかという課題のもとで、いかにしてその具体的な制度化を図るべきかということがより重視されたといえよう。⁽²⁾すなわち、こうしたなかで、主権国家を社会構成の基本単位とする国際社会の多元的権力構造、そこにおいて展開する諸国間の権力闘争のもとで、国際社会全体のインタレストと個別国家のインタレストとをどのように調整して第三者紛争処理機関である国際司法機関の枠組を確定すべきか、換言すれば、大国と中小国との利害の対立した状況のもとで、国家の主権平等原則と現実の国際関係における大国支配原理(＝大国による「力の支配」観念)とをどのように調整して客観的・公正な国際司法機関をいかに構築すべきかという点が、最も重要かつ根源的な論点であったといえよう。こうした点は、P C I Jの枠組の確定過程において、P C I Jの全体系のなかでも、とくに裁判所(裁判機関)の構成、管轄権(とりわけ強制的管轄権)問題などをめぐる論議に如実にあらわれている。以下、これらP C I Jの枠組確定上の若干の論点に関して、かなり部分的で羅列的ではあるが、一九二〇年「法律家諮問委員会」、連盟理事会第八会期・第一〇会期および第一回連盟総会での論議を概観し、検討してみたい。

(一) PCIJ 設置案を準備するために招集された「法律家諮問委員会」(Advisory Committee of Jurists 一九二〇年六月一六日〜七月二四日ハーグで開催)のメンバーについては、連盟事務総長により連盟理事会(第二会期)於ロンドン)にたゞして提出されたメモランダム(一九二〇年二月九日付)によつて、 Baron Decamps, M. Drago, Professor Fadda, M. Fromageot, M. Gram, M. Gonzalez Hontoria, Dr. Loder, Lord Phillimore, M. Vesitch の六名が提案されたが、ついで M. Akidzuki, Mr. Root の二名が追加して、 PCIJ の全体的な枠組形成の準備をあたへる委員会 (a Committee to prepare plans for the constitution of the Permanent Court of International Justice) を構成するメンバーとして提案された。連盟理事會では若干の討論の後、次の二名を委員会のメンバーとする最終的のリポートを承認した。

- M. Satuo Akidzuki (Japan) Former Ambassador of His Majesty the Emperor of Japan.
 - M. Rafael Altamira (Spain) Senator, Professor of the Faculty of Law of the University of Madrid.
 - M. Clovis Bevilacqua (Brazil) Professor of the Faculty of Law of Pernambuco and Legal Adviser to the Ministry of Foreign Affairs of Brazil.
 - Baron Decamps (Belgium) Belgian Minister of State.
 - Luis Maria Drago (Argentine) Former Minister of Foreign Affairs of the Argentine Republic.
 - M. Fadda (Italy) Professor of Law at the University of Naples.
 - M. Fromageot (France) Legal Adviser to the Ministry of Foreign Affairs at Paris.
 - M. G. W. W. Gram (Norway) Former Member of the Supreme Court of Norway.
 - Dr. Loder (Netherlands) Member of the Court of Cassation of the Netherlands.
 - Lord Phillimore (Great Britain) Member of the Privy Council of His Majesty the King of England.
 - Mr. Eihu Root (United States) Former Secretary of State of the United States of America.
 - M. Vesitch (Kingdom of the Serbs, Croats and Slovenes) Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary of His Majesty the King of the Serbs, Croats and Slovenes in Paris.
- したがつて、この委員会は、M. Akidzuki が連盟理事會の代表となつた理由を委員として主張するに十分な権威を有するが、彼がたゞ M. Mineichiro Adatci, Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary of His Majesty the Emperor of Japan, at Brussels の委員となつて、この理事會の承認された(四月二二日付)の委員 M. Fadda, M. Fromageot, M.

Gram の三任も健康上の理由なほ、その辭職を表明したため、よび、また M. Arturo Ricci-Busatti, Minister Plenipotentiary of His Majesty the King of Italy, Legal Adviser to the Ministry of Foreign Affairs of Italy. M. Albert de Lapradelle, Professor of the Faculty of Law of the University of Paris. M. Francis Hagerup, Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary of His Majesty the King of Norway, at Stockholm. が、その出立のべり、また M. Drago、M. Vesnich の両氏は一身上の理由なほ、委員や、そのほかを辭職した。そのした若干のメンバーの變更の後、委員会は結局次の一〇名に（五名は五大國の國民から、他の五名は小國の國民から選任された）で構成された。

- Mr. Adatci
- Mr. Altamira
- Mr. Bevilacqua (後で彼は、その Mr. Fernandes が出席した)
- Baron Descamps
- Mr. Hagerup
- Mr. de Lapradelle
- Dr. Loder
- Lord Phillimore
- Mr. Ricci-Busatti
- Mr. Root

Documents Concerning the Action Taken by the Council of the League of Nations Under Article 14 of the Covenant and the Adoption by the Assembly of the Statute of the Permanent Court (以下、Documents と略記す、pp. 2-14. Procès-verbaux of the Proceedings of the Committee, June 16th-July 24th 1920, with Annexes, (以下、Procès-verbaux と略記す)、preface.

(2) そのした点に、そのレオン・ボルジョイス (M. Léon Bourgeois) が理事會(第二会期)を提出した「レポート」(Report on the Organisation of a Permanent Court of International Justice), Documents, pp. 8-12; 法律家諮問委員會がそのレオン・議長の開會「メモーチ」 Procès-verbaux, pp. 12-19' また彼が問題提起の形を示した「ノート」 Ibid., pp. 44-50 など参照。

(一) 裁判所の構成問題

裁判所(裁判機關)の構成に関する重要な問題点は、國際社会の多元的権力構造のもとで、國際司法機關たる PCIJ の司法的任務や独立性をいかに保障し確保すべきか、つまり現実の國際關係における政治的な「力」の諸要素を司法機關

の枠組からどの程度排除しようかという点にかかわるものである。こうした点は、「法律家諮問委員会」(以下、委員会と略記する)においても、裁判所の規模(裁判官数)や裁判官選任方法の確定、またいわゆる国籍裁判官制度導入の是非などをめぐる論議の根底に複雑な形をとって存在していたのである。

一 裁判官数

裁判所の規模(裁判官数)については、委員会での論議に先だち、若干の諸国その他から七名・一五名・二一名などの裁判官数からなる裁判所の構成について提案されていた。⁽¹⁾委員会では、これらの提案に留意しながら論議され、ほぼ右の裁判官数に近い提案が委員達からも示されたが、それは、裁判所の活動面における効果的な裁判運営を確保するためのほかに、諸国の裁判所における代表性(representation)確保の主張を調整する必要からも、できる限り小規模な裁判所の構成とすることが望ましいという考え方によるものであった。⁽²⁾こうした裁判官数の確定問題は、法的観点からすれば、国際紛争の司法的解決にあたるP C I Jの司法的機能にとって最適規模の裁判機関を何名の裁判官で構成すべきかという点に力点がおかれるべきであるが、しかしこの問題をめぐる論議の根底には、委員達の見解からも明らかのように、むしろ多分に政治的観点から、諸国の対立した利害、とくに大国のインタレストと中小国のインタレストをいかに調整して裁判官数(換言すれば、裁判官席の配分)を確定すべきかという難問が存在していたのである。

このことは、そうした意味においても、安達峰一郎委員が述べたように、裁判所の構成問題は委員会で検討すべき諸問題のなかで最も困難な問題であったとすることができ、彼はこの問題に関する一般的かつ基本的な考え方を次のように示した。すなわち、それは、国家平等原則は一般に認められてきたと思われるが、しかしこの原則は実際にはしばしば外見的なものであって、「裁判所の生存力」(the viability of the Court)をとくに考慮すべきであり、この重要な問題については「形式主義的な法理論」(formalistic jurisprudence)よりもむしろ「社会学的な観点」(the standpoint of sociological)から扱われなければならないことを強調するものであった。彼はまた、世界平和の真の基礎は主要国とその他

の諸国の共存にあり、さらにあらゆる観点（人口、領域、富、貿易・商業、財政、歴史、人種、文明・法制度、死活的利益、地域の利益など）からも、主要国が裁判所にその形成過程において代表されることが不可欠であり、いかなる観点からこの問題を考えても、その結論は五大国が裁判所に代表されなければならないということになると論じた。そして、国内の司法問題と国際的性格のそれとを区別して、主要国を代表する者を裁判所から排除することは裁判所を非実際的なものとすることになるが、この事実は否定されえないことであり、なぜそれを率直に認めないのか、とさえ述べた。彼は、こうした考え方——基本的には裁判所における大国の代表性確保の主張——を前提にして、一三名の裁判官数（大国から五名、その他の諸国から八名が選任される）を提案した。⁽⁴⁾

フィリモア委員は、安達の見解、つまり裁判所における大国の代表性確保とそれに基づく裁判所の実際的可能性（*practicability*）ないし「生ける司法機構」（*a living juridical organism*）創設の強調を支持して、次のような見解を示した。委員会の任務は世界的な真の意味での司法裁判所たるべき常設の司法裁判所（*a Permanent Court of Justice*）設置を準備することであり、この裁判所はその背後に判決執行を確保する「実質的な力」（*a material force*）をもたなければならず、この観点から、裁判所は大国の代表を含むよう構成されるべきであって、裁判官の中に大国の代表を含まない裁判所はバック・ボーン（*back-bone*）を欠くであろう、と論じた。こうして彼は安達の基本的な考え方に賛同して、裁判所は大国の代表を含む場合のみその実質的な力をもつことができ、そうでなければ新裁判所は常設仲裁裁判所以上の権威をもつことはできないことを強調するとともに、小国の主張がその基礎とする原則（国家平等原則）を認めることはできないが、小国のインタレストはその代表が裁判所で常に多数を占めるという事実によって保障されようと論じ、裁判官数については、一五名の裁判官と他に若干名の予備裁判官（*deputy judges, judges suppléants*）からなる裁判所の構成を提案した。⁽⁶⁾

裁判官数については、こうした見解や提案のほかに、ローデル委員は、裁判官数の確定に際しては新裁判所の性格につ

いてまず検討すべきであり、この裁判所は世界の最高司法機関 (the highest judicial authority in the world) として
 きわめて限定された裁判官数で構成されるべきであると論じ、限定された裁判官数からなる裁判所は大規模なそれよりも
 活動的となりうるとの観点から、九名の裁判官数が最適であろうと述べた。⁽⁷⁾ また、ド・ラブラデー爾委員は、「国際法ユ
 ニオン」(Union Juridique Internationale) が提示した裁判所の一般的組織に関する草案 (この草案は二条で、裁判所は一
 五名の裁判官と六名の予備裁判官で構成され、八名の裁判官と三名の予備裁判官はヨーロッパ諸国から、五名の裁判官と二名の予備裁判
 官はアメリカ諸国から、二名の裁判官と一名の予備裁判官はアジア諸国から、それぞれ選任されると定めた)⁽⁸⁾ に言及したが、裁判官数
 は一名が最小限であるべきであつて、さらに定足数が九名ないし七名でありうることを考えれば、結局裁判官数はこの
 数以下であつてはならないと述べた。⁽⁹⁾ ハーゲルupp委員は、裁判官数について多くの提案が一五名を採用している事実
 に注目し、定足数の問題は裁判官数の問題と区別されるべきことを指摘した後、もし一五名以下の裁判官数が決定されれば
 裁判所における代表性を要求する諸国を満足させる必要から生ずる実際上の重大な困難に直面するであろうと述べ、裁判
 官数一五名を暗に提案した。⁽¹⁰⁾ さらに、リッチ・ブサッチ委員は、国際関係においては仲裁裁判と厳格な意味での司法裁判
 との間に本質的な相違はなく、新裁判所と旧来の仲裁裁判所とを区別する必要はないといった観点から、新裁判所はただ
 一五名ないし二〇名の名前を含むリストから構成されることを提案した。⁽¹¹⁾ しかし、委員会では、旧来の仲裁裁判所とは異
 なる常設の司法裁判所を創設するための具体案を検討することを任務としたのであり、彼の提案は承認されうる提案では
 ありえなかつた。また、ルート委員も裁判官数につき見解を述べたが、確定的な数を提示することなく、もし裁判官数が
 最終的に一五名と確定されるなら、当面は九名で十分であり、将来連盟加盟国数が増加するに伴つて裁判官の増員につ
 いても考慮しうる余地を残すべきであらうといい、また裁判所の構成問題についての基本的な考え方については、安達の提
 案に賛同する意向を示した。⁽¹²⁾

このように、委員会では、種々な観点から裁判官数に関するいくつかの提案⁽¹³⁾ が示され、これらをめぐつて論議されたが

説
結成された「ロー・ン・リザーブ案」(Proposed organisation of the Permanent Court of International Justice, submitted by Mr. Root and Lord Phillimore (“Root-Phillimore plan”))——の二条の「一名の裁判官と四名の予備裁判官 (supplementary judges, judges suppléants) からなる裁判所の構成を定めた——を基礎に、次のような最終的な草案を採択した」。

Draft-scheme

Article 3.

The Court shall consist of 15 members : 11 judges and 4 deputy-judges. The number of judges and deputy-judges may be hereafter increased by the Assembly, upon the proposal of the Council of the League of Nations, to a total of 15 judges and 6 deputy-judges.⁽¹⁵⁾

二 裁判官選任方法

次に、裁判官の選任方法に関する問題は、PCIJの全体的な枠組の形成・確定過程において最も重視された問題の一つであった。国際裁判所の裁判官選任方法をめぐる困難な状況は、例えば第二回ハーグ会議での「仲裁司法裁判所」設置案の討議過程において裁判官選任方法を確定できず、ついに会議は挫折した経緯⁽¹⁶⁾などに示されるが、このような苦い経験はPCIJの裁判官選任方法の確定をめぐる論議のなかで一つの教訓として生かされたといえよう。また、国際社会の多元的権力構造のもとで、PCIJ裁判官選任方法が確定するにいたった要因として、第一次大戦後の国際連盟の創設とその全体的マシナリー内でのPCIJ設置への方向づけ、別の視角からすれば、本質的には諸国間とくに大国と中小国間の妥協の可能性が確認されたことも看過されえないであろう。⁽¹⁷⁾

ところで、裁判官選任方法についても、いわゆる直接選任方法・間接選任方法など若干の提案が委員会での討議の素材として提示されていた。⁽¹⁸⁾ 委員会では、これらに留意しつつも、この問題の核心的な論点に関して、当初から国家平等原則

に基づく主張と大国の優越的立場を考慮した考え方が対立的に示されたのであり、したがって両者をいかに調整して委員会の結論をどのような形で導くかということが最大の難問であった。

アルタミラ委員は、法的見地から裁判官選任方法は国家平等原則に直接関係すると論じ、「連盟国会議」(the Conference of the League of Nations Societies. 一九一九年二月ブリュッセルで開催)の提案——これは、裁判官の選出において、国家平等原則が尊重されるべきであり、その選出は諸国が指名した候補者のリストから自由に行われるべきこと、また各国は自国籍の候補者を最高×名(未定)提案する権利をもち、他国籍の候補者×名以上を提案すべきことを定めていた¹⁹⁾に言及して、この案は裁判官選任問題解決のための指針となる重要な原則を示していると指摘した。また、裁判所の威力(strength of the tribunal)は大国に属す裁判官の数ではなく連盟を構成する諸国の世論から派生すると述べ、大国のインテレストを重視する考え方に反対するとともに、重要なのは平等であり、「弱小国は法のみがかれらを擁護するゆえに裁判をいっそう必要としている」ことを強調した。²⁰⁾ハーゲルuppは、右のアルタミラの見解に賛同し、法領域における不可欠な原則は主権国家の平等原則であり、「国家平等原則は小国のマグナ・カルタである」と強調した。そして、第二回ハーグ会議で常設裁判所創設のための努力が失敗した理由は、国家平等原則を実践する考え方や裁判所の構成面における支配的な影響力の行使を欲した若干の大国の要求とを調整できなかったことによると指摘し、委員会ではまずこの難問を解決すべきであり、法的問題の解決に政治的配慮をかわらせて不平等の要素を導入すべきでないと主張した。彼は、こうした立場から、安達の考え方には妥協できないと述べ、裁判官選任方法については、国家平等原則に留意し、彼自身その起草に関与したスカンジナビア諸国案をはじめ、中立五カ国案などの線に沿って確定すべきであると主張した。²¹⁾このほかラブラデルも、法領域においては諸国は平等であり、裁判官選任に際しての国家の平等はこの原則の必然的結果以外のなものでもない²²⁾と述べ、またローデルは、アルタミラ、ハーゲルupp、ラブラデルの見解を支持して、国家平等原則を強調し、解決されるべき問題は法的問題であり、新しい司法組織の法的性格を保証する最も有効な方法を見い出すことがまず肝要であると述

説
べた。²³⁾

これら国家平等原則に基づく裁判所の構成・裁判官選任方法を強調する見解にたいし、安達やフィリモアの見解は、国家平等原則を必ずしも全面的に否定しはしなかったが、それよりも、前記のような裁判所の構成問題に関する基本的な考え方から、大国の優越的な立場（より直截に言えば強国としての自国の立場）をより強調するものであった。安達は、連盟理事会の各常任理事国が任命する裁判官と総会により任命される他の八名の裁判官からなる裁判所の構成を提案し、国家平等原則に基づく主張を否定しないまでも、国際関係における現実を直視すべきこと——安達にとっては、とくに日本の立場——を強調して、次のように述べた。「ヨーロッパの活動の中心から遠く離れた日本のような国が考慮されなければならぬ。日本の文明は数千年来のものであるが、日本は僅か七〇年前に外国との明確な関係に入ったばかりで、近年までは領域的レジーム（regime of extra-territoriality）のもとにあつた。もし日本が裁判所に代表（representative）をもたなければ、日本国民は裁判所の管轄権に服することを決して同意しないであろうことを自分は懸念する。あらゆる異なる文明が考慮されなければならず、それらの中で極東の文明については、日本の文明が多分主要な代表性をもつ。もし大国が裁判所に法的に（ipso jure）代表されれば、ヨーロッパの若干の二次的諸国（secondary Powers）は裁判所の管轄権を受諾しないだろうといわれるが、この事実はきわめて残念である。だが、もし大国あるいはアジア全体がその受諾を拒否すれば、どういへばよいであろうか。そうした場合、裁判所は破綻するであろう」と。²⁴⁾ フィリモアも、こうした安達の見解に賛同し、裁判所は大国の代表を含んだ形で構成されるべきことを強調して、大国の国民は自国が代表されていない裁判所の判決に服することを同意するであろうかと問い、イギリス国民は自国が代表されていない裁判所に満足しないであろうことを懸念せざるをえないと述べた。²⁵⁾

このほか、リッチ・ブサッチは、いわば中間的な立場から、裁判所の実際的可能性の点ではフィリモアや安達の見解の正当性を認めたが、他方では国家平等原則を維持する必要があるについても強調し、「あらゆるケースの裁判運営において、

大国とか小国とかは存在せず、すべてのインタレストは同じである」と述べた。⁽²⁶⁾ また、ルートは、一九〇七年に常設裁判所の創設を妨げた要因につき、それは国家平等原則と大国側の対応に起因するものであったことを指摘し、この委員会で両者の考え方が示されているが、委員会で解決すべき問題はこの二つの対立した観点をいかに調整するかである、と述べた。彼はまた自国の議会議構成方法に言及し、これを例にして解決策を考えるべきこと、この関連からデカン議長や安達の提案を詳細に検討すべきであるといい、さらに、連盟の政治的機関の組織と新裁判所の組織を結合すること——つまり総会と理事会に裁判官選挙の権限を与え、裁判所は政治的機関からその権能を導入すること——によって解決策を図るべきではないかと問題提起して、この考え方の実際的効果は、小国のインタレストはかれらが多数を占める総会によって保証され、大国のインタレストはかれらが優越的立場にある理事会の活動によって保証されることである、と説明した。⁽²⁷⁾

こうした論議の過程で、国家平等原則を強調した委員達は、当然のことながら、安達やフィリモアの見解を批判し、ルートの考え方を認めるには尚早である旨を述べた。ハーゲルuppは、大国が代表されない裁判所はバック・ボーンを欠くというフィリモアの見解にたいして、「連盟が裁判所のバック・ボーンである」というレオン・ブルジョアの考え方に論及し、重要なのは裁判官の資格(qualification)であって国籍ではないと述べ、また裁判官の選出機関(electoral college)の構成についてはスカンジナビア諸国案とはほぼ同様なデカン提案を支持して、裁判官の自国政府からの独立性を確保するための方策を見出すことの重要性を強調した。⁽²⁸⁾ ラブラデルは、安達やフィリモアの論は自分の考え方に合致せず、ルート提案に妥協するには尚早であると述べ、安達の社会学的な論理は「社会学上の法則」(the laws of sociology)に反するものであって、安達は大国の代表性を強調するが、大国についての科学的な基準は全く明確でなく、その基準としてはむしろ諸国の良心や道義上の力(conscience and moral force)を考慮すべきであると主張した。またフィリモアの考え方にたいしても、彼の国際裁判官についての観念や連盟を十分に考慮していない点を批判し、「もし連盟が裁判所に十分な力を与えなければ、裁判所はきつと挫折するであろう」といい、さらにフィリモアはイギリス国籍の

裁判官がいけない裁判所をイギリス国民は容認しないだろうというが、これは政治的論議であつて、イギリス政府が国内世論にどう対処するかは全くの国内問題である、と批判的な見解を示した²⁹⁾。またローデルは、フィリモアや安達の現実的な考え方につき、フィリモアの「国家不平等論」——つまり、彼は、連盟規約のうへで国家平等は存在しないという考え方をとつた——を認めることはできず、ルート提案についても、ルートの真の意図が奈辺にあるか明確でなく、したがつて彼の提案を容認するには尚早であると述べた。そして彼は、国家平等原則に基づき、性格や知識の面で裁判官としての必要な資格をもつ裁判官を確保する方法を見い出すべきで、この点に関連し、例えば去る二月の「ハーグ・プラン」が勧告したように連盟総会に裁判官選任権を与えること、あるいはスカンジナビア諸国家に類似するデカン提案を考慮すべきであらう、と主張した³⁰⁾。

こうした委員達の論議の過程で、デカンは議長としての立場からも、普遍的に認められる法的な国家平等を確保する必要性に関する問題は、裁判官の「折衷的任命」(“*eclectic*” nomination)³¹⁾、つまり各国あるいは紛争当事国は裁判所に代表をもつべきであるという考え方に従つた任命方法と、国家平等をいかに調整するか、という点に関連するものであり、この難問を満足に解決するためには、裁判所に主要法系が代表されるよう (representation of the great legal systems) 確保することが必要であり、これは法的な国家平等に反するものでなく、大国が得ることを欲する目的を確保する方策であると述べた。彼はまた、国際裁判管轄権 (international jurisdiction) の大問題を積極的に解決するために、各国から国際仲裁裁判所の裁判官として任命された四名の代表グループがかれらの中から一名を指名して、その被指名者のグループが「高等裁判所」(a High Court) を構成し、この裁判所の裁判官が、世界の主要法系 (principal juridical systems of the world) —— 実際には主要国に顕著な法系 —— を代表する裁判官をその選択に含ませることに留意して、P C I J の裁判官を選任する方法を提案し、これにより国家平等と国際裁判所における大国の代表性が確保されようとして述べた³²⁾。委員会では、委員達によって示されたこれらいくつかの提案をめぐつて論議がなおも継続し、容易に収束する気配はな

かった。フィリモアは、「平和は正義よりも重要でさえある」と述べ³²⁾——これに関連して、デカンは「正義と平和は並存する」(iustitia et pax osculatae sunt) という古諺を想起した³³⁾——、自分はアルタミラ提案に関心をもち、彼の見解を尊重するけれども、「スペインはドン・キホーテの国であることを忘れることができない」と多少揶揄した後、「私は私の背後にソエリフが存在することを望む」と述べ、裁判所の背後の力、つまり裁判所の活動における大国のインタレストを強調し、これは世界のポリシーであるとさえいつて、大国に裁判所における特別な地位を与えることを強く主張した。また、世界の主要法系を考慮すべきであるというデカンの考え方については、自分の目的とするところはある程度これによっても達せられうるが、しかしそれは迂遠的な方法であると消極的な評価しか与えず、さらに間接的選挙方法を否認して、常設仲裁裁判所の裁判官による選任方法よりも、諸国政府に選任権 (choice) を与える方がよいと述べ、自分は国家平等の主張者であるが、しかし裁判所に威力を与えることが重要であると考える旨を付言した³⁴⁾。リッチ・ブサッチは、裁判所と連盟との関係につき、裁判所は全体的には連盟と関係するとはいえず、裁判所は司法機関 (judicial power) であって、行政機関と区別されなければならない点を強調し、この点から、ルート提案にみられる裁判所が連盟の政治的機関に擬制される組織面を批判し、またフィリモアの考え方にたいしても、ハーゲルuppの反論を支持して、必要な力は何よりも道義的な力であると述べたが、ただ「平和は正義よりも重要である」というフィリモアの考え方には賛同し、それらの相対的価値を正しく確定すべきであると主張した。そしてまたデカン提案に賛同する旨述べて、裁判官の選出機関は著るしく政治的性格をもつ連盟総会ではなく、司法機関である常設仲裁裁判所とすべきであると主張した³⁵⁾。デカン自身、国家平等と共に大国の実効的代表性を確保することが必要であり、この点でフィリモアの見解に賛同する旨述べた後、これは間接的選出方法により達せられうることであつて、現行の常設仲裁裁判所がその適當かつ積極的な基礎とされるべきであり、現存のシステムを無視することなく、革命によるよりも改革によつて新裁判所の組織を検討すべきであることを強調した³⁶⁾。またルートは、恐らく彼の本来の意図であり基本的な考え方と察せられる次のような見解を述べた。すなわち彼は委員会

では二つの基本原則（第一は裁判所の目的は正義を確保すること、第二は国家平等を保証すべきこと）が確認されたが、国家平等は諸国がその行動をコントロールする主権をもつ限りで平等であることを意味し、国家主権を制限する決定権限をもつ裁判官の選任は、主権的権限の行使ではなく、したがってその選任権限は別の淵源によるべきであり、この淵源は諸国の相互的同意であると論じ、そのような同意がいかなる条件のもとで与えられるかにつき、国家平等のみでなくすべての合理的な考慮が参酌されなければならないと述べた。つまり、それは正義を実質的に保証することであり、この目的は力の行使を防止する機関の創設である。この点で、裁判所は大国を抑制し小国を保護するものであるが、すべての諸国は同じ立場にはなく、大国は大なる犠牲を払うが、小国は実際には何ら犠牲を払わない立場にあると述べ、こうした観点から、このような問題は平等原則を適用するだけでは解決されえないことを強調した。さらに彼は、この点に関してかなり逆説的な言い方で、文明の程度が最も遅れた諸国あるいはその法系が領域外裁判所（extra-territorial tribunal）のシステムに一般に容認されえない諸国も裁判所の創設に関与することを考えるとき、諸国政府はこうした国々の者からその一部が構成される裁判所を認めるよう自国民に求めることはできないであろう、と述べた。⁽⁸⁷⁾

委員会では、これまで、こうした容易に歩み寄りのない平行線のままの論議が続いてきたが、ローデルにより裁判所の構成とくに裁判官選任問題についてはすでに十分論議されてきたのであり、これ以上論議を継続する有益な目的はなく、このあたりで解決策を見出すべきであるという意見が述べられ、⁽⁸⁸⁾次第に収束化していった。この収束化の方向は、ルートやフィリモアの提案の路線に沿って進展したが、なお若干次のような論議を経ることを要した。ハーゲルuppは、ルートの見解にたいして二次的諸国の立場を十分に考慮していないという理由から多少批判的であったが、しかし彼はルートを「法的な国家平等のチャンピオン」であると評価し、異なる観点を調整するための基礎としてルート提案（これは後にフィリモアにより詳細にフォーミュレートされた）を支持する旨述べて、その理由として、それは大国に明白かつ公式の優位（a clear and formal preponderance）を与えていないことをあげた。⁽⁸⁹⁾フィリモアは、ルートの考え方に賛同する

旨述べると共に、彼自身の提案——つまり、裁判所 (the High Court, la Haute Cour) の裁判官は連盟理事会および連盟総会に
よつて共同的に任命される、という提案——につき、理事会と総会の協力 (co-operation) を確保する措置について若干説明を
加えた。⁽⁴⁰⁾ さらに、ラブラデーは、ルート提案が一面では国家平等原則を否定している点を批判し、理事会は執行機関で
あるが裁判所は審理機関 (deliberative body) であるゆえに通常の平等觀念から逸脱しえないと論じて国家平等原則を強
調するとともに、デカン提案については、仲裁裁判所と常設の新裁判所とは異なる性格をもつ二つのパラレルなかつ独立
の機関でなければならず、同じ淵源からそれらの權威をもつべきでない⁽⁴¹⁾と論じて、この理由からデカン提案支持を撤回せ
ざるをえないと述べたが、結局、フィリモアの考え方に沿うところのルート提案が一つの解決策となるであろうと述べ
た。⁽⁴¹⁾ このように委員会での論議は、なお若干の不協和音を残したままであつたが、ルート提案やフィリモアの考え方を
支持する傾向を強くしていった。こうしたなかで、ルートは、二つの基本的な考え方——第一は、新裁判所は旧裁判所 (「常
設仲裁裁判所」の存在を包含する司法システムの一部を構成すべきこと、第二に、新裁判所は連盟システムの一部を形成すべきこと——
を示し、新裁判所の設立作業に常設仲裁裁判所がかかわることは望ましいが、仲裁裁判所の裁判官の関与は選任手続の初
期において行われるべきであり、理事会および総会の役割はその最終決定の段階で果されるべきこと、また選挙人は裁判
所に種々の法系が代表されるよう確保する道義的義務を負うべきであるという考え方は、何人かの委員達が示した考え方
をできる限り実現することになりうる、と述べた。⁽⁴²⁾ これにたいしてフィリモアは、ルート提案の「異なる法系」の意味
が完全に明白であるとは解されないと指摘した後、法系の代表性を確保するための明確な義務を選挙人に課すべきでな
く、道義的義務のみで十分であると述べた。⁽⁴³⁾

委員会は、こうしたかなり白熱した論議を経て、「ルート・フィリモア案」——一名の裁判官と四名の予備裁判官は連盟
総会および連盟理事会により選挙され、これらの各機関は個別に投票し、各機関の出席しかつ投票する加盟国の多数票が当選に必要とされ
る (二条)。裁判官の職務を行使する資格をもちそれに適する者のリストは、選挙時以前に総会および理事会でそれぞれ確定される。少な

くとも選挙時の三カ月前に、連盟事務総長は、文書により、各国が指名した常設仲裁裁判所裁判官となりし一団として行動する各国裁判官に裁判官の資格をもつ適当と思われる四名以下の者の名を提案するよう要請する(六条)。裁判官および予備裁判官の選挙に際して、選挙人は、必要な資格の存在を考慮し、連盟加盟国の間で存する異なる文明形態や法系 (the different forms of civilisation and juridical systems) が実際に裁判所に代表されるべき義務 (honorable obligation) を負ひ (十一条) なすべきこと——を基礎として、次のような結論を委員会の草案として採択することになった。

Article 4.

The members of the Court shall be elected by the Assembly and the Council from a list of persons nominated by the national groups in the Court of Arbitration, in accordance with the following provisions.

Article 5.

At least three months before the date of the election, the Secretary-General of the League of Nations shall address a written request to the members of the Court of Arbitration, belonging to the States mentioned in the Annex to the Covenant or to the States which shall have joined the League subsequently, inviting them to undertake, by national groups, the nomination of persons in a position to accept the duties of a member of the Court.

No group may nominate more than two persons; the nominees may be of any nationality.

Article 7.

The Secretary-General of the League of Nations shall prepare a list, in alphabetical order, of all the persons thus nominated.

The Secretary-General shall submit this list to the Assembly and to the Council.

Article 8.

The Assembly and the Council shall proceed to elect by independent voting first the judges and then the deputy-judges.

Article 9.

At every election, the electors shall bear in mind that not only should all the persons appointed as members of the Court possess the qualifications required, but the whole body also should represent the main forms of civilisation and the principal legal systems of the world.

Article 10.

Those candidates who obtain an absolute majority of votes in the Assembly and the Council shall be considered as elected.

In the event of more than one candidate of the same nationality being elected by the votes of both the Assembly and the Council, the eldest of these only shall be considered as elected.⁽⁴⁵⁾

三 国籍裁判官

国際司法機関の主要な任務は、国際紛争の解決にあたって、紛争当事者から独立した立場にたつて、原則として国際法に基づき、客観的・公正な決定を下し当該紛争を処理することである。だが、PCIJは裁判機関の構成および審理手続面において紛争当事国の国籍をもつ裁判官の参加を許容する枠組を肯定した。このことは、*nemo iudex in causa sua* という原則にかんがみてもその妥当性が問われるが、それにもまして国際司法機関の基本的な枠組、その内在的な特質について検討するうえで看過されえない重要な論点の一つであるといえよう。

この問題については、委員会でも、裁判所の構成問題に関する一つの重要な論点としてとりあげられ、かなり激論が展開された。ただここで注目すべきは、国籍裁判官問題はとくにいわゆるアド・ホック裁判官（臨時裁判官）との関係がより重視されたことである。安達は、「裁判所に付託された事件において（その事件の当事者である）連盟加盟国の一つが裁判所の席につく裁判官の中に代表（representative）をもたない場合、その加盟国はその事件の裁判官として出席する自国籍の裁判官を任命（appoint）する権利をもつ」ことを提案した⁴⁶——彼はまた、司法裁判の当事者（parties to any law suit）であつて裁判所に代表をもたない当事者によるアド・ホック裁判官（臨時裁判官 judge ad hoc, juge ad hoc）の選任について論及した。彼はその提案理由として、新国際裁判所によつて決定される事件は、世界の種々な地域から付託されると考えられるが、異なる人種・法系および文明が存することにかんがみ、もし国籍裁判官（national judges, juges nationaux）が認められなければ、事件に関する審理は不完全になるであらうと述べ、例えば、ヨーロッパの国家とアジアの国家との間の事件に関する審理では、係争当事国と同国籍の裁判官が裁判所の席につくことを認める必要があらうと論じた⁴⁷。フィリモアは、事件の当事者の一方のみが裁判所に代表をもつ場合、他方の当事者は一時的に裁判官席につく自国籍の裁判官を選任することを許容され、また双方の当事者が裁判所に代表をもたない場合には、双方とも国籍裁判官を選任することを許容されるべきであると述べ、これらの国籍裁判官を「投票権をもつ補佐人」（assessors with voting powers, assesseurs avec voix délibérative）たるものとして位置づけた⁴⁸。他方、こうした見解にたいし、ラブラデルは「国際法ユニオン」の提案——その一〇条では、裁判所に係争当事者の一方と同国籍の裁判官が存在し、他方の当事者は自国籍の裁判官をもたない場合には、前者の裁判官はいずれの当事国の国籍をもたない第一順位の予備裁判官に自分の席を譲らなければならないと定めていた——に言及した後、両当事者が裁判所に代表をもつ場合にはその国籍裁判官は席を保持しうるが、当事者の一方のみが代表されている場合には同国籍の裁判官は席を放棄すべきであり、いずれの当事者も代表をもたない場合には、通常の裁判官より劣つた（inferior）立場にある補佐人の選任は回避されるべきであると論じた。だがその後彼は、

「事件の当事者の一方の国籍をもつ裁判官が代表されている場合、彼はその席を放棄すべきかあるいは他の当事者は裁判所の審理に参加する補佐人を送る権利をもつべきか」と問い、このような場合、当事者の平等を確保することが必要であるが、そのような平等は補佐人を送ることによっては確保されないと述べ、当事者の一方と同国籍の裁判官は彼の席を放棄し、双方の当事者とも審議権 (deliberative powers) をもつ補佐人を送るべきで、この方法によって当事者の平等は完全なものとなろう、と論じた。⁹⁰⁾ (——これにたいし、安達は、通常の裁判官と補佐人との間に存する不平等に基づく抗弁はたいして重要でなく、重要なことは経験ある裁判官を補佐人に代えて排除することであるといい、平等を確保するためには、代表をもたない当事者は補佐人を送りうることで十分であると述べた。)⁹¹⁾ こうしてラブラデールは、「ルート・フィリモア案」——事件の審理上、係争国の一方に属す裁判官が裁判所に存在しない場合、その国は、審理の目的上、裁判官席につく他の裁判官と絶対平等の立場から事件の決定に参加する裁判官を選任する。裁判所での係争国のいずれも裁判官をもたない場合、各々は事件の手續・決定に参加する裁判官を選任する。二以上の当事国が同一のインタレストをもつ場合、それらはそれらの間の合意により一名の裁判官のみをもつこと(二七条)。——を認めたが、若干の点につき明確化を求めた。つまり、アド・ホック裁判官は反対意見を記録される権利をもつかどうかという点に関連し、「国籍裁判官は常に自国に不利な判決の不承認を記録するであろう」ゆえに、この問題はきわめてデリケートな点であり、この理由から、アド・ホック裁判官は最後の手段として例外的に活用されるべきでなく、その採用方法は、まず事件の当事者を代表する裁判官を裁判所から排除し、各当事者に予備裁判官の中からアド・ホック裁判官を選任する権利を与えるべきである、と主張した。⁹²⁾

ローデルは、国籍裁判官の導入に否定的な見解を示し、「ルート・フィリモア案」(二七条)に反対して、これは司法裁判に代る仲裁裁判の観念を包含するものであると批判的な見解を示した。また、最良の裁判官からなる裁判所の設立を確保する構想と、裁判所に一時的な裁判官を導入する提案とは矛盾すると述べ、右の二七条の削除を提案したが、しかしそれが不可能ならば、当事者によって選任される「助言的権限をもつ補佐人」(assessors with advisory powers; assess-

論 説
eurs avec voix consultative) について考慮すべきであると主張した。⁵⁴⁾ リッチ・ブサッチは、「ルート・フィリモア案」にたいするローデルの反論を支持して、とくに彼は裁判官が異なる淵源からその地位を得ること——つまり、通常の裁判官は連盟のもとでその地位をもつ理事会・総会により選挙されるが、アド・ホック裁判官は諸国政府によって選任されること——から結果的に生ずる困難に言及した。こうして彼は、採択されるシステムでは、当事者の代表に補佐人の性格を与えることが望ましく、他方種々の状況に対応するために、当事者の一方が裁判所に代表され他の当事者が代表されていない場合、後者は被指名候補者リストの中から裁判官を指名しうるか、あるいは他の当事者の代表が裁判所から排除されるよう要請しうるとされるべきである、と主張した。⁵⁵⁾ こうした見解にたいして、ルートは、ローデルの見解は国内裁判所については妥当するであろうが、しかし国際裁判所に関しては安達の見解を考慮すべきで、諸国をして当該事件の十分な理解に基づく審理を確信させるためにも、他と完全な平等の立場から席につく国籍裁判官を必要とするであろうと述べ、補佐人の出席は大

国・小国のいづれをも満足させないであろうと批判的な見解を示した。彼はまた、当事者を代表する者の出席は、それが審理や決定に参加する権利を与えられてはじめて真の価値をもち、あるいは裁判所への提訴や応訴にたいする諸国の同意を得ることの主な困難な理由は、外国人裁判官からなる裁判所にたいする本質的な不信感や躊躇にあることにかんがみても、そのような権利をもつ国籍裁判官を認めることが肝要である旨強調した。こうした彼の見解の一面には、「裁判所の管轄権への強制的付託の観念」(the idea of compulsory submission to jurisdiction) を国民に認めさせることを容易にする方法で裁判所の構成案を作成することを重視するものであったとも解されよう。⁵⁶⁾ 委員会では、こうした論議を経て、結局「ルート・フィリモア案」を基礎に、いわゆる国籍裁判官制度を導入した次のような草案をまとめるにいたった。

Article 28.

Judges of the nationality of each contesting party shall retain their right to sit in the case before the Court.

In the Court includes upon the Bench a judge of the nationality of one of the parties only, the other party may select from among the deputy-judges, a judge of its nationality, if there be one. If there should not be one, the party may choose a judge, preferably from among those persons who have been nominated as candidates by some national group in the Court of Arbitration.

If the Court includes upon the Bench no judge of the nationality of the contesting parties, each of these may proceed to select or choose a judge as provided in the preceding paragraph.

Should there be several parties in the same interest, they shall, for the purpose of the preceding provisions, be reckoned as one party only.

Judges selected or chosen as laid down in paragraph 2 and 3 of this Article shall fulfil the conditions required by Articles 2, 16, 17, 20, 24 of this Statute. They shall take part in the decision on an equal footing with their colleagues. ⁽²⁵⁾

(一) 例えば、裁判官数七名はオランダ案、一五名は中立五カ国案、「國際議會連合」案、「國際法ユニオン」案、スウェーデン案、スイス案、オーストリア案など、二二名はデンマーク案、ノルウェー案などによって提案され、このほかイタリア案は一国一裁判官を提案していた。なお、このほか中立五カ国案と「國際法ユニオン」案は予備裁判官五名、「國際議會連合」案は一五名を提案しており、これらを考慮すれば、裁判官数としては主に一五名、二二名が提案されていたといふことが出来る。Procès-verbaux, p. 56.

(二) 委員会はこの問題点に限らず、あらゆる点に関して、委員会に課せられた任務を遂行し目的を達成するうえで、諸国政府、諸国政府の要請で開かれた會議、あるいは種々な学界から提示された提案に留意することを決議としてまず確認したのであった。
ibid, p. 43.

(三) M. O. Hudson, *The Permanent Court of International Justice, 1920-1942*, (1943), p. 147.

(四) Procès-verbaux, pp. 28-30, 101, 118. もつとめ、裁判官数に関して、安達は理想的な数は九名ないし七名であり、一五名は余

りにも大規模であると述べたが、しかし彼が提示した草案は、The Court shall be composed of judges, one named by each of the Members of the League of Nations represented permanently on the Council, and eight other judges designated by the Assembly … という内容のものがあつた。Ibid., pp. 165, 168-169.

(5) Ibid., p. 29.

(6) Ibid., pp. 104-106, 125-127. このほか、フュリキョフは、抽象的観点からは五名もしくは七名が最適であらうが、できる限り「異なる法系」を代表させる必要を考慮すれば、より多い裁判官数でなければならず、一五名、二三名あるいは一一名といったあたりで合意されようとする。また裁判官数は二次的に重要であつて、本質的なことはできる限り全裁判官が同時に裁判官席につくことである、という考え方を示した。Ibid., p. 175.

(7) Ibid., pp. 169, 170-171, 173.

(8) Documents presented to the Committee relating to existing plans for the establishment of a Permanent Court of International Justice (Doc. Preparatory Documents 之附記(一〇)), p. 345.

(9) Procès-verbaux, p. 171. なお、ランラデルは、裁判官数の問題については、科学的な要件ばかりでなく、実際上の可能性や国家感情をも考慮すべきことの必要を強調した。Ibid., p. 179.

(10) Ibid., pp. 170, 173.

(11) Ibid., pp. 177-178, 183. リッチ・ブサッチが提示した草案は、P.C.I.J. の構成は常設仲裁裁判所メンバーシップのための必要な資格を有する一五名からなる、というものであつた。Ibid., p. 183.

(12) なおルートの、将来における連盟加盟国数の増大と裁判官増員との関係につき、最終的に裁判官数一五名が採択されたとしても小国の多数を排除することなく、二つの新たな大国のための余地を残すべきであり、とりわけ、ドイツ、ロシア、アメリカが大国の立場において連盟に加盟する可能性に留意する必要があることを強調した。Ibid., pp. 181-182.

(13) 委員会における討議の重要な素材の一つは、デカン議長の常設国際司法裁判所 (the Permanent Tribunal of International Justice) の構成に関する提案であり、裁判官数につき九名の裁判官と二名の予備裁判官を提示してつた。Ibid., pp. 142-143.

(14) Ibid., p. 298.

(15) 委員会の草案 Draft-scheme (= Draft Scheme for the Institution of the Permanent Court of International Justice mentioned in Article 14 of the Covenant of the League of Nations. Presented to the Council of the League

by the Advisory Committee of Jurists) 及び ibid., p. 673. など、委員会の報告書 Report は、「裁判所は一五名一
 一一名の裁判官と四名の予備裁判官から構成されるが、これは当初においてのみであり、その後連盟加盟国の増大に伴い、理事会
 の提案に基づき総会は裁判官の増員をなしうる。だが、余り大規模な裁判機関は満足に裁判運営をなしえないことから、裁判所の
 構成は一五名の裁判官と六名の予備裁判官を超えてはならず、これは総会がなしうる裁判官・予備裁判官の増員の最高限である」
 と記した。ibid., p. 711.

(16) この点については、横田喜三郎、国際法論集一、八八—九二頁など参照。

(17) M. O. Hudson, op. cit., p. 149. 参照。

(18) 裁判官候補者の指名については、連盟加盟国とするもの、中立五カ国案、「国際法ユニオン」案、スウェーデン案、スイス案、諸国
 政府とするもの、デンマーク案、ノルウェー案、このほか「国際議会連合」案は平和会議締約国による指名、オランダ案は司法機
 関、大学法学部、諸国政府による指名、ドイツ案は「諸国会議」(the Congress of States) に代表される諸国による指名など
 提案されていた。また、選挙者については、連盟総会によるもの、中立五カ国案、「国際法ユニオン」案、デンマーク案、ノ
 ルウェー案、オーストリア案、これに類する諸国会議によるもの、スイス案、このほか「国際議会連合」案は平和会議締約
 国による選挙、オランダ案は連盟加盟国代表や外相からなる常設行政理事会 (Permanent administrative Council) による選
 挙、スウェーデン案は連盟加盟国の常設仲裁裁判所におけるその第一順位の代表からなる選挙のための総会 (Electoral Assemb-
 ly) による選挙、ドイツ案は諸国会議による選挙、イタリア案は各国が一名の裁判官を任命する、¹⁾ など多様な提案が行われてい
 た。Procès-verbaux, pp. 57-61.

(19) Ibid., p. 116.

(20) Ibid., pp. 102-103, 119-120.

(21) Ibid., pp. 103-104.

(22) Ibid., p. 104.

(23) Ibid.

(24) Ibid., pp. 28-30, 101, 118, 135-136, 165.

(25) Ibid., pp. 104-106.

(26) Ibid., pp. 106, 108.

- (27) *Ibid.*, pp. 108-109.
- (28) *Ibid.*, p. 121. なおハーゲルは「安達の社会学的な観点からの見解について、安達は近代的進化論(modern evolutionary theory)に従って生存しようするのは最強者である」という考え方をとっていると解されるが、しかし道義的な発展の立場からすれば「このことは文明に最もよく適合するものでより妥当なのであって、近代的観念によれば、小国は権利や文明の発展に不可欠の要素である」と批判的に述べた。 *ibid.*, p. 120. ハーゲルが論及したスカンジナビア諸国案(Draft Scheme of a Convention concerning an International Judicial Organisation. Drawn up by the three Committees nominated respectively by the Governments of Denmark, Norway and Sweden)は「裁判所の構成はべきを限り法的な国家平等原則に基づき、裁判官の選挙は常設仲裁裁判所の裁判官リストに掲げられる者により代表される各国の選出総会(electoral assembly)によって行われる」と定めていた。 Preparatory Documents, p. 173. またデカン提案は、九名の裁判官及び六名の予備裁判官は「法的な国家平等原則に基づき、一九〇七年条約一条に従って構成されるべきな the High Court of International Justice のメンバーとして選挙される」というものであった。 *Procès-verbaux*, p. 143.
- (29) *Procès-verbaux*, pp. 122-123.
- (30) *Ibid.*, pp. 123-125.
- (31) *Ibid.*, pp. 110-112.
- (32) *Ibid.*, p. 125.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, pp. 125-127.
- (35) *Ibid.*, pp. 127-128.
- (36) *Ibid.*, pp. 128-129, 131-133.
- (37) *Ibid.*, pp. 133-135.
- (38) *Ibid.*, p. 136.
- (39) *Ibid.*, pp. 136-138.
- (40) *Ibid.*, pp. 138-139, 144.
- (41) *Ibid.*, pp. 147-150.

- (42) *Ibid.*, pp. 150-152.
- (43) なお、フィリモアは「異なる法系」に関して、実際上有効なものとして、日本、イタリー、スカンジナビア、ドイツの法系を列挙し、問題はこれらの法系の代表性をいかに選択するかであると同指し、またこのほかスラブ、トルコ、東洋の法系も代表されるべきものであり、イギリスの海外自治領、ローマ・オランダ法、旧フランス法、ヒンズー法、マホームット法の中でいずれを有効な法とするかの複雑な問題による困難をも指摘した。 *ibid.*, p. 152.
- (44) *Ibid.*, pp. 298-300.
- (45) *Ibid.*, pp. 673-674. 委員会の報告書は、こうした裁判官候補者の指名、選挙という間接的選任方法を採用したことにより、恣意的な権力行使を防ぎ、P C I J の裁判官として必要な資格を有する者を公正に選任しうる途を開いた旨を記している。 *Ibid.*, pp. 701-714.
- (46) *Ibid.*, p. 165.
- (47) *Ibid.*, pp. 29, 168.
- (48) *Ibid.*, p. 169. なお、フィリモアは、ヨーロッパの国家と極東の国家とが紛争当事者であり、後者のみが裁判所に代表されている場合、極東の国家の代表(裁判官)が席を放棄することによって国家間の平等は再調整されず、この場合には、関係当事者はヨーロッパあるいはアメリカ出身の裁判官によって専ら構成される裁判所に代表をもたないことになってしまうのであり、極東の国家はこれを不平等とみなすであらうと述べ、こうした事態のもとでは、助言的権限をもつ補佐人を送ることを当事者に認めることだけでは十分でなく、投票権を与えられなければならないであらう、と述べた。 *ibid.*, p. 169.
- (49) *Preparatory Documents*, p. 347.
- (50) *Procès-verbaux*, pp. 172, 197-198.
- (51) *Ibid.*, p. 198.
- (52) *Ibid.*, p. 327.
- (53) *Ibid.*, p. 531.
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*, p. 532.
- (56) *Ibid.*, pp. 532, 534, 538.

(57) *Ibid.*, p. 678. なお、委員会の報告書は、係争当事者の国籍を有する裁判官を裁判所に包含するかどうかの問題は最も困難な問題の一つであったが、裁判運営上の公正その他を保持するうえで種々な考慮を払ったことを強調し、次のように記した。すなわち、両当事者が裁判所に裁判官をもつ場合、これらの裁判官が席につくことを放棄することは論理的であろう。しかし、この方法では裁判官数の減少となり、多様な文明形態や世界の主要法系—それは世界裁判所たるこの裁判所の特性をなす—が満足な裁判運営に十分に代表されないという危険を生じさせる。さらに、裁判官は最後まで審理に加わることは、諸国の陳述や見解につき意見述べたり説明し、判決が国家感情を乱さない形で確定されるよう確保するうえで、また望ましく、また裁判所対立した見解が表明されるとき、双方の裁判官は相互の見解を均衡せしめるであろう、と。また報告書は、「この裁判所は国内の司法裁判所よりも仲裁裁判所により類似するものとなる。しかしこの変形は必要である。この裁判所は真の裁判所であるが、国家間の裁判所 (a Court between States) であることを忘れてはならない。前述の諸理由から、諸国は司法裁判所にあらわれるとき、裁判所に自国民の一人を有することに多くの重要性を付すのである」ことを明示した。 *Ibid.*, pp. 720-722.

連盟理事会は、法律家諮問委員会の草案(以下、委員会草案と略称する)を理事会第八会期(一九二〇年七月三〇日)八月五日、於、サン・セバスティアン)、第一〇会期(一九二〇年一〇月二〇日)二八日、於、ブリュッセル)において検討し、委員会草案にたいする理事会修正草案を第一回連盟総会に提出した。ここでは、裁判所の構成問題に関する若干の点について理事会および総会においてどのような修正案が示されたどのような論議がなされたか概観しておきたい。

まず理事会第八会期では、提示された委員会草案をレオン・ブルジョアが朗読した後、彼自身が理事会での審議の素材として準備した報告書の中で、裁判官選任問題に関する委員会草案について、一九〇七年のハーグ会議で達せられなかったこの難問の解決策は連盟の基礎をなす原則と合致するものである、と積極的な評価を与えた。また、国籍裁判官問題については、「ぎわめてデリケートであるが実質的な問題」ととらえ、事件の一方の当事者である国家の国民は裁判官として当該事件の決定に関与(entrust)しうるかという難問については、二当事者間の平等を保持するうえで二つの解決策があった——一つは関係国の一方のみに所属する裁判官の義務的辞退(obligatory resignation)の原則を認めること、二つは関係国の一

方のみが裁判所に代表される場合、他方の関係国に自国籍裁判官が代表されるよう求めること——が、法律家委員会は第二の方法を採用したことを指摘するとともに、若干のリベラルな考え方の者は第一の方法を実際の裁判ルール (actual rule of justice) に最も合致するものとして支持したことに言及し、この主題につき個人的見解を表明するものではないが、理事会はこれらのことに注目する必要があると述べた。¹⁾ 理事会第一〇会期でも、レオン・ブルジョアは、報告書の中で、ハーグで準備された委員会草案を原則的観点から検討し、基本的な問題点のみに論議を限定すべきであると述べた後、前記の諸点につきほぼ同様な論旨の言及をしたが、²⁾ このほか、理事会に若干の諸国から委員会草案にたいする修正案が示された。イタリー修正案は、裁判官と予備裁判官の区別を廃し、これに関連して一五名の裁判官による全員廷の構成、定足数九名を提案し、理事会と総会の裁判官選挙は同時に行うべきこと、その理由として一方が他の前に行えば後の機関は前の機関の結果に影響されることが予想され、これはこのシステムの精神に合致しないと論じた。³⁾ また、ノルウェー修正案では、常設仲裁裁判所の国別裁判官団による裁判官候補者リストの作成と指名を批判し、この間接的方法是便宜的でも実際的にもなく、諸国政府に直接指名権を与えた方がよいと提案し、裁判官候補者数についても、各国政府は六名の候補者を指名でき、そのうちの三分の一(二名)は自国籍の者に限られるという修正案を示した。そして、この点に関する反論を予想して、「この調整は主要文明国(the great civilised nations)に所属する候補者の名を余りにも表面化することにならうという反論が生じるかもしれないが、しかし、司法裁判所の裁判官のうち一名だけが各国から選任されうる事実にかんがみ、その反論を重視しえない」と述べた。また国籍裁判官問題についても、委員会の草案はこの点を肯定しているが、ラブラデルの報告書にもみられるように、それによりP C I Jはその一般的性格において仲裁裁判所に類似するものとなり、提示された解決策は重大な欠陥をもつと批判した。とくに、草案に示されたところの「紛争当事国の一方のみが裁判所に代表されている場合に確立されるべき平等」は、その性質上、現実的であるよりもむしろ形式的であって、特定の機会のためにとくに選任される裁判官は正規の裁判官と同じ地位を享有せず、審理面でも彼の影響力は同じ機会をもたない

であらうと論じ、さらに若干の諸国が紛争当事者である場合に、合意に基づき一名の国籍裁判官を選任しうる点についても、利害関係のため合意が成立しない場合における満足な解決策を提示していない点に批判的な見解を示した。かくして、委員会草案は全体的システムが基礎づけられる「代表性の平等」を確保する手段を示しておらず、それは裁判所の信用を弱化する要因の一つでもあると批判的に評価し、当事国の国民 (citizen) である裁判官は当該事件において裁判官席につくべきでないという修正案を示した。⁽⁴⁾ スウェーデン修正案は、ノルウェー修正案とほぼ同様であるが、各国による裁判官候補者六名 (このうち二名は自国民) の指名を提案し、その理由として、この指名権の行使はあらゆる蓋然性において高度の国際的信用を享有する候補者を提示しうる利点をもち、理事会・総会での選挙においても両機関の合意の機会を増大するであらうと説明した。また国籍裁判官についても、当事者の国籍を有する裁判官はその席につくべきでないことを主張し、委員会草案に基づき構成される裁判所は法的性質の原則以外の原則に基づいて行動しうる仲裁裁判の特性を再現することになり、当事者自身によって選任される裁判官を通じて法の領域外にあるナショナル・インタレストを審理面に導入する危険性があることを指摘した。⁽⁵⁾ このほか、アルゼンチン修正案は、各国政府による裁判官候補者五名の直接指名と P C I J 創設後はハーグ仲裁裁判所を直ちに廃止すべきことを提案し、⁽⁶⁾ カナダ修正案やコロンビア修正案も国家による裁判官候補者の直接指名を提案した。⁽⁷⁾

このように若干の諸国から修正案ないし新たな提案が示されたが、理事会は、レオン・ブルジョアの報告書にも言及された如く、委員会草案の裁判所の構成問題に関する若干の点については、純粹に理論的な観点からすれば問題なくはないが、しかし提示された草案のシステムを根本的に変更するほどの必要性は認められないといった立場から、⁽⁸⁾ 右の諸点に関しては、何ら修正することなく理事会の結論 (「理事会修正案」全六二条) を採択して、これを第一回連盟総会に提出した。⁽⁹⁾

ジュネーヴで開催された第一回連盟総会では、まず第三委員会——同委員会は、三六カ国の代表が参加し、「P C I J 設置案」を

議題とし、一九二〇年一月一七日にその第一回会合を開いた¹⁰⁾において、提示された理事会修正案につき審議した。同委員長となったレオン・ブルジョアは、理事会で原則的な問題点にかかわる討議の対象とされた若干の点につき説明した後、この委員会でも理事会におけると同様に原則的な問題点に限定して論議すべきことを述べた¹¹⁾。一般討論に移り、カナダ代表ドヘルティ(Mr. Doherty)は、裁判官候補者指名問題について、ハーグ草案(法律家委員会草案)で採択されたシステムはハーグ仲裁裁判条約の署名国でない国家や連盟加盟国を劣った立場におくことになるゆえに、この点に関する解決策を求めるべきであると主張し、現在示されている指名方法に賛同できないと述べた¹²⁾。これに関して、ノルウェー代表ハーゲルuppは、法律家委員会のメンバーであったことから、草案のシステムは主に政治的影響から裁判官の指名を保護するという裁判所の独立性確保の理由から採択されたことに言及した後、現在の困難を克服する方法としては、あらゆる場合に諸国政府に指名権を与えるか、ハーグ仲裁裁判条約の当事者でない国家に関してのみそれを与えるかの二つがあると述べた¹³⁾。また南ア代表ロバート・セシル(Lord Robert Cecil)は草案の候補者指名方法を「独創的」(ingenious)なものであると評して注目したが、これにたいしてもハーゲルuppが草案一二条のメカニズムにつき「このシステムは、理事会・総会においていづれか一名につき合意しえない稀なケースを除いて、完全である」と説明したため、この説明に納得した¹⁴⁾。さらに、ルーマニア代表ネグレスコ(M. Negulesco)も草案四条の修正を提案し、右の草案は連盟非加盟国のハーグ仲裁裁判所のナショナル・グループが候補者の指名(presentation)への参加を認めるものであれば、変則的(anomalous)なものとなる¹⁵⁾といひ、さらにこれらのグループによる指名方法によって政治的影響を回避することは、仲裁裁判所のメンバーは諸国政府によって任命されることにかんがみて、真実でありえないと述べ、「総会におけるナショナル・グループによる候補者の指名」がより良い方法であると提言した¹⁵⁾。

こうした論議の過程で、レオン・ブルジョア議長は、この委員会でも法律家委員会や理事会におけると同様に「調整と相互の妥協」の精神が必要であることを強調し、日本代表安達峰一郎も提言したように、より詳細な検討のため、法律家

諮問委員会メンバー五名と他のこの第三委員会メンバー五名からなる、小委員会 (Sub-Committee) を構成し、この小委員会の作業結果を基礎に第三委員会の結論を導くという手順が確認された。⁽¹⁸⁾

小委員会ではブリュッセルで開かれた理事会で確定された理事会修正案や各国から提示された修正案を検討し、小委員会の報告書を作成したが、一月八日の第三委員会の第八回会合においてハーゲルupp (小委員会議長) が小委員会の報告書を説明し、ブリュッセルでの理事会第一〇会期で採択された草案につき若干の変更を行ったが、これらは相対的に重要でない個所ばかりで草案の原則を変更したものではないと説明した。⁽¹⁸⁾ 第三委員会では、小委員会の修正案をめぐって討議を進め、ベルギー代表ラフォンテーヌ (M. Lafontaine) は裁判官候補者数五名 (このうち少なくとも三名は指名グループ以外の国民であること) を提言し、これにより世界全体から指名される候補者を可能とする価値を強調した。⁽¹⁹⁾ しかしこの点につきイギリス代表セシル・ハースト (Sir Cecil Hurst) が、必要な資格をもつ二〇〇名の候補者を見出すことは不可能ではないか、また同国人による指名は候補者の海外での名声よりもその人間の価値をより良く指摘しうると思われるという見解を述べたことにより、ラフォンテーヌは候補者数を四名に減らす修正を行い、これは表決の結果採択された。このほか、選挙時における選挙人の留意事項に関する九条につき、コロンビア代表ウルチア (M. Uruia) は「異なる大陸の地理的代表性」という文言の挿入を提案したが、ブラジル代表フェルナンデスはそのフォーミュラは実際的でなく余りにも厳格であることを懸念し、また日本代表安達も、アジア人として地理的代表性を支持するが、しかし司法裁判所の場合にこの原則を適用することはやめるべきであると述べたことにより、ウルチアは彼の修正案を撤回したため、結局この点は修正なく採択された。⁽²¹⁾ さらに一〇条の裁判官選挙システムにたいしラフォンテーヌは批判的な見解を述べたが、ハーゲルuppとフェルナンデスがこのシステムは苦心の妥協の結果であることを指摘したことにより、ラフォンテーヌはこの点について動議する意図をなくしたため、これも修正なく採択されるにいたった。⁽²⁰⁾ この他の点に関する小委員会修正案は討議するまでもなく第三委員会において採択され、P C I J プラン全体と総会に提出する報告書が全会一致で採択さ

れた。⁽²³⁾ (一九二〇年二月一日)

一九二〇年二月二三日、第一回連盟総会本会議では、第三委員会の報告書に示された結論について各国代表の見解が表明された後、「総会は全会一致で P C I J 規程草案の承認を宣言する」旨の決議案を採択し、最後に、総会議長ハイマン (M. Hyman) は、「(第三) 委員会のすべての提案が採択され、P C I J 規程が完成した。今日我々は偉大な作業を完遂したことを確認しうる」と述べた。⁽²⁴⁾

(一) Documents, p. 24.

(2) レオン・ブルジョアは、委員会草案に示された国籍裁判官、裁判官候補者指名方法に関する問題の扱いを肯定的に評価した。国籍裁判官問題については、「P C I J における係争当事者を完全な平等の立場におくことは明らかに重要である。二当事者の一方のみが裁判所に代表されている場合、追加 (addition) あるいは控除 (subtraction) の方法により手続を進めうるが、追加の方法は仲裁裁判のそれにより近似し、控除の方法は国内裁判管轄のそれに近似する。コモンロー裁判所の前では、当事者は裁判所のパートでなく裁判官は別のカテゴリーにあるのであって、裁判官は彼自身のパーソナリティ、権威や権能について特別の考慮により選任される。しかし、法律家委員会は、非国籍裁判官 (non-national judges) が認識しえない国内憲法上の例外的特徴にかなり精通した者を裁判所に保持することが有益であると考え、また裁判官の権威の観点から、世論は自国が関係する紛争が外国人の裁判官により排他的に決定されることを知るとき、不信任をもつことを考慮することが重要であるという国家感情が存する」と考えた。二つのシステムに等しく達せられる正義と平等の条件につき、ハーグ法律家によって全会一致で提案された新しいシステムを、純粹に理論的理由で置換することとは不必要であると思われる」と述べた。また裁判官候補者指名問題についても、「ハーグ法律家の草案では、その指名は常設仲裁裁判所裁判官のナショナル・グループによってなされる。だが、若干の政府は、指名は諸国政府により直接行われるべきことを提案した。実際、仲裁裁判所裁判官による指名のヴェールで隠された形のものでしかないこと、新裁判所が設置された場合、旧裁判所の義務はこれらの指名のみに帰せられることについて異議が唱えられた。だがこれらの反論は、詳細な研究と長い討議の後にハーグ法律家により全会一致で提案されたシステムにたいしほとんどその意義をもちえない。ハーグ法律家の主な目的は、裁判官の指名を種々の諸国の政治的インタレストから自由にするのであった。さらに、一般原則として、各国は自国民ばかりでなく他国に所屬する裁判官をも指名する権利をもつことを忘れるべきでない。かくして、

ルートが述べた如く、若干のケースにおいてある政府が選挙の確信をなすことは困難であり、逆に、仲裁裁判所裁判官の特別の権限はこの高尚な裁判管轄権 (lofty jurisdiction) の本質的な考え方に従った解決を可能とする。これらの言及は、法律家委員会により提示されたシステムを全体的に維持されることを認めると思われる」と述べた。 *ibid.*, pp. 46, 48-49.

- (3) *Ibid.*, p. 28.
- (4) *Ibid.*, pp. 31-34.
- (5) *Ibid.*, pp. 36-37.
- (6) *Ibid.*, pp. 64-66.
- (7) *Ibid.*, p. 72. なお、ロンドン修正案は裁判官数についても、裁判官一五名(このうち八名はヨーロッパ、五名はアメリカ)と予備裁判官六名(このうち三名はヨーロッパ、二名はアメリカ)からなる裁判所の構成を提案した。
- (8) *Ibid.*, pp. 48-49.
- (9) 「理事会修正草案」 (Draft Scheme for the Institution of the Permanent Court of International Justice, Mentioned in Article 14 of the Covenant of the League of Nations, Presented to the Council of the League by the Advisory Committee of Jurists as Amended by virtue of the Decisions of the Council.) の 52 は *ibid.*, pp. 54-60.
- (10) *Ibid.*, pp. 83-84. 第三委員会には、安達(日本)、フェルナンデス(ブラジル)、ローデル(オランダ)、リッチ・ブサッチ(イタリー)、ハーゲルupp(ノルウェー)といった法律家委員会のメンバーであった者、ほかに、A・J・バルフォア(イギリス)、N・ポリチス(ギリシヤ)、D・ネグレスコ(ルーマニア)、ロバート・セシル(南ア)、マックス・フリーバ(スイス)などが出席した。
- (11) *Ibid.*, p. 85. レオン・ブルジョアが指摘した原則的な問題点は、①裁判所の管轄権の強制的性格、②捕獲問題に関する司法裁判所の権限、③種々な局面における介入の権利、④国籍裁判官問題、⑤裁判官選任方法、⑥裁判官の地位および俸給、に関する六点であった。
- (12) *Ibid.*, p. 86.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, pp. 86-87.

- (15) *Ibid.*, p. 87.
- (16) *Ibid.*, pp. 87-89. 小委員会は、安達(日本)、フェルナンデス(ブラジル)、ハーゲルupp(ノルウェー)、ローデル(オランダ)、リッチ・フサッチ(イタリー)、ド・ホルテイ(カナダ)、フロマジエオ(フランス)、フーバ(スイス)、セシル・ハート(スイギリス)、ポリチス(ギリシア)の一〇名で構成された。
- (17) *Ibid.*, pp. 206-213.
- (18) *Ibid.*, p. 96.
- (19) *Ibid.*, pp. 100-101.
- (20) *Ibid.*, p. 101.
- (21) *Ibid.*
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*, p. 110. なお、第三委員会報告書(1957)は、*Ibid.*, pp. 172-174. また、第三委員会が採択された小委員会修正草案(全六四条)については、*Ibid.*, pp. 214-222.
- (24) *Ibid.*, pp. 225-239, 240-256.
- (25) *Ibid.*, pp. 256-257.

(二) 管轄権(強制的管轄権)問題

PCIJの管轄権を任意的あるいは強制的いづれにすべきかという問題は、これまたPCIJの枠組確定過程における重要な論点の一つであった。それは、従来の仲裁裁判の域を越えて、国際社会の権力構造に留意しながら、常設の国際司法機関の管轄権を名実ともにどのようなものとして確定すべきかという本質的な論点にかかわるものであった。

法律家諮問委員会では、すでに提示されていた強制的管轄権に関する若干の提案⁽¹⁾を考慮しながら、デカン議長が示した質問事項——「当事者の同意は司法手続を行うために必要とされるべきか、あるいは一国による他国に対する一方的な法的行動は行われうるか」(質問事項三点)、関連して、「義務的管轄権(*obligatory jurisdiction*)はいかなる範囲で認められうるか」(質問事項四点)⁽²⁾——に関して論議され、それはまた連盟規約の関連規定(とくに一二条、一三条、一四条)の解釈をめぐる論議として

スタートした。デカンはまず、ローデルの見解に言及し、彼が当事者間の合意は必要でなく、一当事者が他の当事者の事前の同意を得ることなくそれに対して行動しうる権利は認められなければならないと主張し、この措置はまさに仲裁裁判管轄の限界 (the boundaries of arbitral jurisdiction) を超える前進であると述べたことに触れた。⁽³⁾ ローデル自身、すべての紛争に関する強制的管轄権が望ましい旨論じ、規約一四条はいかなる当事者にも相手当事者との間の事前の同意なしに裁判所の門戸を開くことを意図しており、この点については先の二月の会議でも全会一致の決定があったことであると述べた。⁽⁴⁾ ハーゲルuppは、規約一四条の解釈として、条約が当事者に国際司法裁判所の管轄に付託することを要求している場合はいつでも一当事者は他当事者を一方的に召喚 (summon) するという意味において解すべきであると述べた。だが彼は、連盟の非加盟国との関連から、そのように一義的に解することは困難であり、それゆえ連盟加盟国相互間の紛争の場合を考慮すべきで、加盟国が特別のまたは一般的な条約を締結している場合には一方の当事者は他当事者を一方的に召喚しうるが、そのような条約が存しない場合には一当事者のみによるそうした行為は認められえないと述べた。⁽⁵⁾ ラブラデーは、規約の正当な解釈は国家を、その意思があるか否かにかかわらず、裁判所に提訴する可能性を認めていると解すべきであると述べた。⁽⁶⁾

こうした見解にたいして、安達は、規約一四条は明白に裁判所の権限を両当事者が合意する場合に限定しており、このことは規約の起草過程からも確認されうることであって、規約の解釈を別としても、一当事者のみによって提訴される事件に管轄権を認めることは (国際裁判の) 発展を阻害することであると論じ、したがって、デカンの見解 (一国は他国を、その点に関する一般的または特別の条約が存しない場合には、裁判所に召喚しうることを認められえない) ⁽⁷⁾ に賛同する旨述べた。⁽⁸⁾ フィリモアは、ローデルの解釈が規約一四条に合致するかどうか疑問視したが、原則的にはローデルの見解に強く反対はせず、国際裁判管轄権は拡大されるべきで、種々な方法により当事者は法律問題を裁判所に付託すべきであると述べ、さらに裁判所の強制的管轄権は主要な平和諸条約に多様な形で定められているが、これ以外では、当事者の相互の合意に基づ

き裁判所は権限をもつのであって、詳細な規定を定めることなく、現存の条約または将来の条約に掲げられる場合にのみ裁判所の権限を制限するにとどめることが望ましいと述べた。⁹⁾ リッチ・ブサッチは、規約一四条は当事者一方による要求に基づく裁判所の権限を認めていないが、当事者は一般条約によりそのような権限を認めることを合意でき、平和諸条約の若干の規定(例、ベルサイユ条約三三六、四一五、四一六条)はすでにこの種の権限を認めている点を指摘し、さらに仲裁裁判条約(イタリーとオランダおよびデンマーク間のもの)でも仲裁裁判を強制的なものとし、当事者一方のみの要求によりそれを確保する規定を含んでいたのであり、このことは仲裁裁判と新裁判所の管轄権との間に本質的な相違がないことを証明しており、国際裁判の領域で従わねばならないべき途を示すものである、と述べた。¹⁰⁾

こうした論議の過程において、デカンが議長としての立場から、この委員会は、国際裁判を組織化する最上の草案を強制的管轄権問題を含めて起草することに努力すべきであり、一九〇七年にすでに部分的に解決された点すなわち「強制的仲裁裁判原則」に留意し、二国間の強制的管轄権を超える次のステップをとるための作業を進めなければならないことを強調した。¹¹⁾ これにたいして、ハーゲルuppは、一九〇七年の作業以降の新たなステップは規約一三条にみることができる、と述べ、委員会で義務的管轄権の事例のリストに合意しえたとしても、総会で諸国はそのリストを決して受諾しないであろうことを懸念した。¹²⁾ 安達は、規約一四条の第二センテンスの正確な意味について検討すべきこと、裁判所は当事者間の事前の合意による以外は権限をもたず、一般的または特別な条約に基礎づけられない限り国家は裁判所に提訴しえないことを再度強調するとともに、裁判所の権限に関する問題は裁判官選任問題と同じほど重要であり、裁判所の権限の正確な限界につき全会一致の決定を行うことが必要であると論じた。¹³⁾ アルタミラは、強制的管轄権原則は、ラブラデルやリッチ・ブサッチも言及したように、ベルサイユ条約の文言・精神の中に認められ、規約一三条もこの原則が認められる場合のリストを含むが、しかしこれは十分でなく、そのギャップを充足することが委員会の義務の一端であると述べ、この問題については、弱者の観点から考えるべきで、裁判所を必要とする弱者はそれを否定する強者に対抗しうる裁判方法を奪

説
わられてはならないことを強調した。⁽¹⁴⁾

論
ルートは、委員会は最新たなステップを推進すべき時期にあるかどうかという課題をかかえているといい、一九〇七年以降強制的仲裁裁判原則は多くの条約で認められてきたが、実際には国家の名誉・独立・死活的利益に関する問題については、その必要からよりもむしろ打算的な見地から留保が付せられてきたのであり、種々の裁判条約中のその原則の一般化は大なる前進となりえず、むしろ規約一三条を考慮すべきであると主張し、具体的には、右の一三条の定義を採用する

ところの「中立五カ国案」——その二二条で、裁判所は、次の事項（すなわち、a、条約の解釈、b、国際法上のすべての問題、c、もし国際義務違反をなすと立証されればその事実の存在、d、国際義務違反のためになされる賠償の範囲と性質、e、裁判所の判決の解釈）に関するすべての問題につき、連盟加盟国を、事前の同意なしに、裁判する権限（power to try Members of the League of Nations, without their previous consent; compétence de juger les Membres de la Société des Nations, sans leur assentiment préalable）をもつと定めていた⁽¹⁵⁾——を承認すべきであると主張した。⁽¹⁶⁾

こうしたなかで、デカンは、強制的管轄権をどの程度委員会草案に規定することが望ましいかという点について討議すべきであると論じ、委員会は現在二つの異なる問題、一点は委員会が当事者一方のみによる提訴（Judicial suit）について決定する権限をもつか、二点はこうした性質の行動は規約に定められているものであるか、に直面しており、若干の委員はこの主題につき法的オーソドックスな論議を行ってきたが、委員会は最良の解決策を見い出さうとて規約の関連規定（とくに一三条、一四条）を狭く解釈すべきでないことを強調した。彼はまた、一当事者が他の当事者を一方的に裁判所に召喚する権利は規約と合致するというローデルの見解については、この権利を認めうる根拠があるかどうか決定することが残されているが、いかなる場合でも一当事者が他の当事者を、明示的または黙示的な同意がないときでも召喚する権利を創設することは国際法の大なる前進となるであろうと論じた。⁽¹⁷⁾ フィリモアは、規約の解釈に多くを関係させる必要はないがそれを離れても同じ結果になるといい、規約一四条は一つのこと、つまり両当事者の同意が裁判所への事件の付託

に際して必要であることを意味するのみであると述べ、また裁判所に事件を付託すべき義務と付託方法を明確に區別すべきで、一三条は紛争付託義務を定め、一四条は両当事者の同意の必要性を示しており、この解釈は残念であるかもしれないが真実以外の何ものでもない」と述べた。さらに彼は、規約は連盟の法であるが裁判所を設立する条約は別のものであることを指摘するとともに、彼の提案の基本的な考え方を説明して、例示したケース(中立五カ国案から援用したもの)は司法決定が許容されうるすべてのケースをカバーするもので、これらケースの例示は追加することができ、したがって一四条の解釈を不必要とするものであると述べた。フィリモア提案については、デカン、ハーゲルuppなどにより若干質問が示されたが、安達は、委員会の制限的な権限、一四条の解釈上の意味は明白であり、裁判所は一方的に付託される事件を聴取しえないという見解を繰り返し返し、中立五カ国案には賛同できないが、フィリモア提案には賛成する旨述べた。²⁰⁾

デカンは、各委員によって多様な見解が表明されたが、二つの區別されうる考え方もつ一四条の規定は明白であり、委員会は二度のハーグ会議での成果(強制的仲裁裁判原則の承認と、若干の紛争とくに国際的契約規定の解釈・適用に関する紛争は留保なしに強制的仲裁裁判に付託される旨の宣言)に留意し、強制的管轄権問題につき決定する時期にあることを再度強調した。²¹⁾これにたいし、リッチ・ブサッチは、デカンは統合的・完全なプラン作成の必要を強調したように思われるが、一四条に含まれた二つの問題つまり組織と権限の問題とを區別すべきであると指摘し、彼自身二つの裁判管轄——仲裁裁判と司法裁判——の間の基本的結合の考え方を強調した。²²⁾安達も、リッチ・ブサッチの裁判所の組織と権限の問題とを分離すべきという考え方に賛同した。²³⁾このほか、ルートは、裁判所の強制的管轄権についてはほぼ合意されたと解されるが、この発展を保持する措置をとるうえで、強制的管轄権の限界を明確に定めるべきことを強調し、検討すべき問題は管轄権の實質的基礎の問題ではなく、世界的に強制的管轄権がどの程度実際に受諾され実行されるかという問題であると述べ、この点に関連して、広範な権限をもつ裁判所の設立よりも相対的に制限された管轄権をもつ裁判所の設立のほうが望ましいと述べた。²⁴⁾

こうした論議を経て、委員会では、強制的管轄権問題については、「ルート・フィリモア案」ではなく、デカン提案
 じれだにイヤボリツナ・ブサツチ修正案、フィリモア修正案^{（イ）}などを基礎に、次のような草案を採択した。

Article 33.

When a dispute has arisen between States, and it has been found impossible to settle it by diplomatic means, and no agreement has been made to choose another jurisdiction, the party complaining may bring the case before the Court. The Court shall, first of all, decide whether the preceding conditions have been complied with; if so, it shall hear and determine the dispute according to the terms and within the limits of the next Article.

Article 34.

Between States which are Members of the League of Nations, the Court shall have jurisdiction (and without any special convention giving it jurisdiction) to hear and determine cases of a legal nature, concerning:

- a. the interpretation of a treaty;
- b. any question of international law;
- c. the existence of any fact which, if established, would constitute a breach of an international obligation;
- d. the nature or extent of reparation to be made for the breach of an international obligation;
- e. the interpretation of a sentence passed by the Court.

The Court shall also take cognisance of all disputes of any kind which may be submitted to it by a general or particular convention between the parties.

In the event of a dispute as to whether a certain case comes within any of the categories above mentioned,

the matter shall be settled by the decision of the Court.⁽⁷⁶⁾

(1) 例えば、一九〇七年草案では、裁判所は仲裁裁判に訴える一般的了解または特別の合意、いずれかのもとで付託されるすべての事件を扱う権限をもつと定め(一七条、一九条)、中立五カ国案では、裁判所は条約の解釈またはその他若干の点に関するすべての問題に事前の同意を与えることなしに連盟国を裁判する権限をもつ(二二条)。「諸国議會連合」案では、裁判所は当事者の一方が裁判所に訴訟を提起するとき管轄権を有する(一九条)。オランダ案では、裁判所は条約または諸国間、一国と他の国家の国民との間に締結される特別の合意によって、裁判所に付託される紛争を扱う権限を有する(二二条)。スエーデン案では、裁判所は当事者が裁判所の権限につき合意するすべてのケースにおいて管轄権を行使する。そのような合意は、いずれかの当事者が適用されうるとみなされる合意に反対する場合、当事者間の一般的合意があるかまたは特別の合意があるときに、存すると考えられる(一五条)。スイス案では、司法的解決に付託される紛争は、当事者が指名する裁判官によって決定される。もし八週間以内に調停が失敗した後、当事者が一九〇七年一月一八日のハーグ条約Iの五二条に示されたコンプロミに合意できない場合、原告当事者は国際司法裁判所の決定を請求しうる(三七条)。イタリー案では、事件は理事会によって裁判所に付託され、当事者一方のみによって提起されうる、ドイツ案では、連盟のすべての加盟国は、反対の当事者によって回答されなければならない訴えを提起する権利をもつ(三〇条)。オーストリア案では、法律的性格の紛争は、紛争当事国の一方が、裁判所が問題を評価した後二週間以内(その死活的利益が関係するとの理由で抗弁を提起しない限り、裁判所によって聴取され確定される(一二条)、など多様な提案が示されてきた。Procès-verbaux, pp. 81-83.

- (2) Procès-verbaux, pp. 218, 224.
- (3) Ibid., p. 224.
- (4) Ibid., p. 229.
- (5) Ibid., pp. 224, 227.
- (6) Ibid., p. 225.
- (7) Ibid.
- (8) Ibid.
- (9) Ibid., pp. 225-226.

- (10) *Ibid.*, pp. 226-227.
- (11) *Ibid.*, pp. 228.
- (12) *Ibid.*, p. 228.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, p. 229.
- (15) *Preparatory-Documents*, p. 308-309.
- (16) *Process-verbaux*, pp. 229-231. このほか、ルートは、「規約一二、一三条は紛争を裁判あるいは理事会に付託する連盟加盟国の義務を定めているが、理事会は法的原則を適用する義務を負わずむしろ政治的便宜の原則に従う。これらの原則は法的性質の紛争の処理に適さない。だが、紛争の司法的解決と政治的解決との間の選択は、他を害する国家に与えられるべきでない。世界の希望は法の支配の実現におかれ、この目的に沿う機関の創設は将来の発展の萌芽であり、法的決定は同様の以前の決定に基づくものであって、発展が可能なのはこの方法である」と述べ、委員会は、司法手続と理事会による処理とを選択しうるのは政治的性質の事件においてのみであることを、理事会および総会に勧告の形で示すべきであり、また国際法規の確定につき検討する新たな国際会議の開催を強く提言した。*ibid.*, p. 230.
- (17) *Ibid.*, pp. 233-234.
- (18) *Ibid.*, pp. 235-236. フイリモアが当初提案した管轄権問題に関する草案では、「当事者間に特別な条約が無い場合には、PCIJは規約一三条に示された仲裁裁判所とみなされ、条約の解釈、国際法上の問題、国際義務違反を構成する事実の存否、国際義務違反にたいする賠償の範囲と性質、裁判所判決の解釈に関する国家間のあらゆる事件に管轄権をもつ。裁判所はまた、ベルサイユ条約により裁判所に付託されるいくつかの事件に管轄権をもつ。上記のあらゆる事件において、当事者は裁判所に紛争を付託することに合意したとみなされ、かくして規約一四条の規定に従って裁判所が事件を聴取し確定する権限をもち、またいずれか一方の当事者は他方の当事者の側での合意なしに裁判所に管轄権行使を求めうる」と定めていた。彼のこうした考え方は彼の「ノート」に要約されてる。*ibid.*, p. 252.
- (19) *Ibid.*, pp. 236-237.
- (20) *Ibid.*, p. 242.
- (21) *Ibid.*, pp. 242-244.
- (22) *Ibid.*, pp. 245-247.

(23) Ibid., p. 247.

(24) Ibid., pp. 286-287.

(25) テカン提案は「(一)の妥協案 (transactional proposal) であつたが、それは、「PCIJは、条約解釈、国際法上の問題、国際義務違反を構成する事実の存否、国際義務違反にたいしてなされる賠償の範囲と性質、裁判所判決の解釈という五つの事項に関する法的性質の事件に関する紛争を決定する権限をもつ…(中略)…(一条)。事件の法的性質が争われるときには、裁判所が中間問題 (interlocutory question) としてその点につき決定する (二条)。一条に掲げられる紛争が二国間で生じ、またその事件を処理するあらゆる外交的手段が尽くされ、規約一三条に示された仲裁裁判所を選択する合意がなされなるとき、損害をこうむつた当事者 (the party alleging injury) は裁判所に提訴しうる。他の当事者が裁判所への事件の付託を拒否するならば、裁判所は事件の管轄権への付託の約束が規約一四条に従つて存在するか否かをまず決定する。本規程に掲示されるすべての国家は一条に示されたすべての紛争を法的手段により解決することを合意したものとみなされる (三条)」と定めていた。 Ibid., p. 272. なおこれにたいするリッチ・ブサッチ修正案については、 Ibid., pp. 274-275. 参照。またフィリモア修正案については、 Ibid., p. 277-278. 参照。

(26) Ibid., pp. 679-680. この点に関する委員会報告書 Ibid., pp. 726-729. 参照。なお、強制的管轄権に関するこれらの規定については、委員会報告書にも論及されているが (Ibid., p. 727) 安達は委員会での表決に際して三三、三四条に反対の意向を表明した。その理由は主に、彼が委員会での審議過程でも何度も表明してきた如く、規約一四条の意味は明白である、つまり紛争当事国の同意の必要性を強調する考え方にに基づき、強制的管轄権の制度化は、将来は別として、現在の国際関係の状況のもとでは時期尚早であるという点にあった。 Ibid., pp. 648, 651-652. このほかリッチ・ブサッチは、これまた委員会でも彼が強調した点、つまり裁判所の組織と権限を扱う問題を区別すべきという観点から、三三、三四、三五条に反対の意向を示した。 Ibid., pp. 648, 649.

法律家諮問委員会草案のなかでも、強制的管轄権問題は、連盟理事会および総会において諸国代表によりとくに注目された問題の一つであつた。サンセバスティアンで開かれた理事会第八会期において、レオン・ブルジョアの報告書も強制的管轄権につきいくつかの問題点を指摘したが、⁽¹⁾ とくにイタリー代表チトニ (M. Titoni) は、「一国が他国をその同意なしに裁判所に提訴し欠席 (default) のままに他国を非難することは先例のないことである。そのような手続は実際には小

国によって許容されるのみである」、「一国が他国に裁判所の管轄権を受諾するよう強制することは可能か」と述べ、強制的管轄権に強く反対した。⁽²⁾しかしこの会期ではこの点をめぐる論議はほとんどなされず、ラブラデルが、「連盟の全加盟国は規約の署名国として強制的裁判協定 (a compulsory Arbitration Agreement) によって約束され、この協定は裁判所の権限の受諾を強制するために援用される」と述べ、レオン・ブルジョアが、「連盟加盟国は紛争を仲裁裁判に付託するよう拘束されるが、しかしそれらは仲裁者を選定するに自由であり、提案された国際裁判所と現行の仲裁裁判所とを選択しうる」と述べたにすぎなかった。⁽³⁾

ブリュッセルでの理事会第一〇会期では、若干の諸国から委員会草案にたいする修正案が示されたが、強制的管轄権に否定的なイタリー修正案は、理事会は委員会草案三三、三四および五二条の規定から結果する義務的管轄権にたいし基本的には反対しないであろうが、しかし国際関係の現状において、とくに委員会内でこれらの規定にたいしなされた留保にかんがみて、草案の規定をそのまま維持することは望ましくないと述べ、右の条文につき、司法裁判所の基本文書の採択・適用が若干の紛争をその管轄権に付託する義務を直接暗示しないような方法で変更されるべきである、と提案した。⁽⁴⁾これにたいし、義務的裁判 (obligatory arbitration) に関するアルゼンチン修正案は、裁判所の管轄権を義務的なものとすべきであり、裁判所は係争国の憲法 (constitutional law) に影響を与える問題を除いて他のいかなる性質の事件についても聴取し確定する管轄権を (その管轄権を付与する特別の条約なしに) 有するものとすべきであると提案した。またパナマ修正案も裁判所の強制的管轄権を肯定し、⁽⁵⁾ コロンビア代表の提案も委員会草案を維持すべきことを強調した。⁽⁶⁾

しかし、イギリス代表バルフォア (Mr. Balfour) は、理事会に提出した「ノート」において、委員会草案は「規約をかなり逸脱している」 (goes considerably beyond the Covenant) と評価し、規約一四条は明らかに裁判所は関係当事者 (the authorities concerned) により任意的に付託される紛争のみを扱いうるにすぎないことを定めており、規約を起草した政治家たちのそうした意図を超えた形で裁判所の権限を確定すべきでなく、したがって委員会草案を受諾することは

困難であるといふ所見を示した。⁽⁶⁾ こうして理事会では、ノーマンおよびレオン・ブルジョアにより強制的管轄権問題についてはさらに検討するために国際法の權威 (authorities on international law) に委ねるべきであると提案されたりもしたが、⁽⁶⁾ 結局、委員会草案にたいする全面的な修正を行ったような「理事会修正草案」を採択した。

Article 33.

The jurisdiction of the Court is defined by Article 12, 13 and 14 of the Covenant.

Article 34.

Without prejudice to the right of the Parties, according to Article 12 of the Covenant, to submit disputes between them either to judicial settlement or arbitration or to enquiry by the Council, the Court shall have jurisdiction (and this without any special agreement giving it jurisdiction) to hear and determine disputes, the settlement of which is by Treaties in force entrusted to it or to the tribunal instituted by the League of Nations.⁽⁶⁾

右の強制的管轄権問題に関する理事会の大幅な修正草案については、第一回連盟総会の第三委員会においてかなり激しく論議された。同委員会の議長レオン・ブルジョアの「スピーチ」においても「裁判所の管轄権の強制的性格」(Compulsory character of the jurisdiction of the Court) は討議事項の第一に位置づけられ、この問題の重要性が強調された。⁽¹⁷⁾ 一般討論に移り、アルゼンチン代表プエイレドン (M. Pueyrredon) は、「裁判所の管轄権が義務的なものとされなければ、裁判官選任方法を除いて、司法裁判所は単に仲裁裁判所となってしまうであろう」と述べ、「規約は国交断絶に至るおそれのある問題において義務的管轄権を定めており、したがってその場しのぎの理由は何らない」と述べた。⁽¹⁸⁾ このほかブラジル代表フェルナンデスは、ハーグ委員会の草案を正当化し、ブリュッセルでの理事会修正案の基本的理由を批判して、理事会草案は規約改正や理事会決定にたいする裁判所判決の優位にたいする懸念の結果によるものであったと指摘し、⁽¹⁹⁾ パ

説 ナマ代表エリアス (M. Arias) も同様な指摘をして強制的管轄権の維持を主張した。⁽¹⁴⁾ またポルトガル代表コスタ (M. Costa) も、「連盟の課題である戦争防止を実効的なものとする唯一の方法は裁判所への義務的提訴であり、もし義務的管轄権をもつ裁判所が設立されなければ連盟は死滅するであろう」と述べ、「強制的管轄権をもたない常設裁判所は、特別の事件につきこの管轄権を認めている平和諸条約に反するばかりか、ハーグ仲裁裁判所の単なる再現となってしまうであろう」と述べた。⁽¹⁵⁾ こうした見解にたいし、強制的管轄権を肯定するが、国際関係の現実をも直視し、強制的管轄権の制度

化をやや尚早とみる考え方が、南ア代表ロバート・セシルやオランダ代表ローデルによって示された。⁽¹⁶⁾

こうした論議の過程において、議長レオン・ブルジョアは、「強制的(仲裁)裁判」(compulsory arbitration)という表現の不明確さにつき、多くの者はこの観念をP C I Jの強制的管轄権のそれと混同しており、この点を小委員会により明確化すべきであることを指摘するとともに、次の二点、(1)法律家委員会草案三三、三四条は規約改正を黙示するか、(2)規約一四条に言及された当事者の合意は裁判所設立の一般条約によって確立されるか、について検討することを提案した。⁽¹⁷⁾ この議長提案にたいし、ロバート・セシルやノルウェー代表ハーゲルuppは右の第一点については小委員会で検討する必要はないと述べ、⁽¹⁸⁾ ハーゲルuppはさらに、理事会が法律家委員会の観点を採択しなかったのは残念であると述べ、レオン・ブルジョア——ハーゲルuppは彼を義務的管轄権のチャンピオンと評価した——やロバート・セシルが理事会の決定(全会一致)に加わったことに触れ、「可能性の限界の推測」(Calculate the limits of the possible)という格言を考慮すべきであると述べた。⁽¹⁹⁾ ベルギー代表ラフォンテーヌは、「強制的管轄権原則にたいする抵抗は全会一致と主権という二つの物神崇拜 (the two fetiches of unanimity and sovereignty) によるが、唯一の許容される主権は正義のそれである」と述べ、強制的管轄権を主張した。⁽²⁰⁾ だが、イギリス代表セシル・ハーストは、規約起草者の意図は一国が他国を当事者間の事前の条約や特別の合意による以外の場合でも出廷を強制しうる裁判所を設立することであったとは考えられないと論じ、大国が普遍的義務により直面する困難や普遍的な強制的裁判の物神崇拜によって発展を妨げてはならない必要性

を理解すべきで、さしあたり総会は理事会草案を採択することが賢明であると述べた。⁽²¹⁾

小委員会は強制的管轄権に関する理事会草案(三三三、三四条)を検討した結果を草案(全六四条のうち関連規定は三三六、三七条)と「報告書」の形で第三委員会に提示したが、小委員会では、強制的管轄権拡大を求めた若干の提案についても検討したが、結局これを採用せず連盟加盟国の全会一致により裁判所を創設する必要を考慮し、理事会草案の原則を維持することを決定した旨を報告した。⁽²²⁾しかし、余りにも簡略化された小委員会草案にたいして強い反発が示され、フェルナンデスは、連盟加盟国が加入しうる形での裁判所の強制的管轄権に関するオールタナティブ規定の挿入を提案した。⁽²⁴⁾これにたいし、ハーゲルuppはその点につき小委員会でも検討したが裁判所規程の批准の際に諸国が受諾する規定形式の方がよいと考えられた旨説明したが、スイス代表フーバ(M. Huber)は、強制的管轄権に関する普遍的な承認を可能とすること
は裁判所の創設に際して大なる前進となると述べ、追加条項の形式を支持した。⁽²⁵⁾かくして、これらの論議を考慮して小委員会
が提示した草案(三六条)は次のような内容のものであった。

The jurisdiction of the Court comprises all cases which parties refer to it and all matters specially provided for in Treaties and Conventions in force.

The Members of the League of Nations and the States mentioned in the Annex to the Covenant may, when signing or ratifying the protocol, to which the present Act is adjoined, declare that they recognise as compulsory, ipso facto and without special convention, in relation to any other Member or State accepting the same obligation, the jurisdiction of the Court in all or some of the classes of legal disputes concerning:

- (a) The interpretation of a Treaty;
- (b) Any question of International Law;
- (c) The existence of any fact which, if established, would constitute a breach of an international obligation;

(d) The nature or extent of the reparation to be made for the breach of an international obligation.

In the event of a dispute as to whether a certain case comes within any of the categories above mentioned, the matter shall be settled by the decision of the Court.

This declaration may be made unconditionally or on condition of reciprocity on the part of several or certain Members of States. ⁽⁹⁵⁾

右の小委員会草案の規定は若干の文言の修正・追加の後に第三委員会において採択され、一九二〇年二月一三日の総会本会議において、さらに若干の諸国代表から強制的管轄権強化の見解が表明されたが、第三委員会草案を全会一致で採択し、ここに強制的管轄権に関する裁判所規程三六条が実現したのであった。⁽⁹⁶⁾

(1) 彼は報告書の中で、法律家諮問委員会が、強制的管轄権導入に際して、諸国は他国を当事者間の現行条約に基づかずあるいは一般裁判条約によりもたらされる特別のコンプロミナシには一方的に提訴しえないという一般に認められた原則を放棄することをためらわなかったが、ここにこの決定の重要性を強調する必要があるまいと述べた。Documents, p.24.

(2) Documents, pp. 20-21.

(3) Ibid., p. 21.

(4) Ibid., p. 29. なお、イタリー修正案の具体的内容は、委員会草案三三条の裁判所が管轄権を有するための二条件のほかに第三条件として“if the Parties have agreed to settle the dispute by judicial means”を挿入し、三四条の“and this without any special Convention giving it jurisdiction”を削除することを提案した。

(5) Ibid., pp. 67, 63-64.

(6) Ibid., p. 73.

(7) Ibid., p. 74.

(8) Ibid., p. 38.

(9) Ibid., p. 43.

(10) Ibid., pp. 57-58. なお、レオン・ブルジョアが提出し理事会で承認された報告書は、この理事会決定の趣旨を次のように説明

した。「この文言の採択により、理事会は、司法的性質の問題に関する裁判所の強制的管轄権についての現実的な観念に反対して宣言することを何ら望むものではない。このことは諸国間の紛争の一般の処理にかかわるきわめて有益な司法裁判所の権威の発展であり、理事会は将来の時点でその問題につき検討することに反対しない。ここに提示した文言において、現時点で規約の関連規定の変更を行えないことを宣言することを確認する。なぜなら、そのような変更は、いかにそれが特別な価値をもつものであっても、連盟加盟国の全会一致の承認を得る場合に危険なしとしないからである」と。 *ibid.*, p. 47.

(11) レオン・ブルジョアは、理事会では法律家委員会草案をそれが規約に合致し規約の政治的帰結たる若干の規定内容に合致するかどうかという観点から検討され、強制的管轄権に関する委員会草案は規約の実質的変更を黙示するものであると考えられ、したがって裁判所の管轄権を規約の文言に厳格に合致させるべきであることが主に考慮されたことを指摘した。 *ibid.*, p. 85.

- (12) *Ibid.*, pp. 89-90.
- (13) *Ibid.*, p. 90.
- (14) *Ibid.*, pp. 87, 90.
- (15) *Ibid.*, p. 91.
- (16) *Ibid.*, pp. 90-92.
- (17) *Ibid.*, pp. 91-92.
- (18) *Ibid.*, p. 92.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*, pp. 93-94.
- (21) *Ibid.*, pp. 94-95.
- (22) *Ibid.*, pp. 210-211.
- (23) *Ibid.*, p. 218.
- (24) *Ibid.*, pp. 100, 168.
- (25) *Ibid.*, p. 107.
- (26) *Ibid.*, p. 170.
- (27) *Ibid.*, p. 224.

採択された第三委員会草案(三六条)は次のように規定した。

The jurisdiction of the Court comprises all cases which the Parties refer to it and all matters specially

provided for in Treaties and Conventions in force.

The Members of the League of Nations and the States mentioned in the Annex to the Covenant may, either when signing or ratifying the Protocol, to which the present Statute is adjoined, or at a later moment, declare that they recognise as compulsory *ipso facto* and without special agreement, in relation to any other Member or State accepting the same obligation, the jurisdiction of the Court in all or any of the classes of legal disputes concerning :

- (a) The interpretation of a Treaty.
- (b) Any question of International Law.
- (c) The existence of any fact which, if established, would constitute a breach of an international obligation.
- (d) The nature or extent of the reparation to be made for the breach of an international obligation.

The declaration referred to above may be made unconditionally or on condition of reciprocity on the part of several or certain Members or States, or for a certain time.

In the event of a dispute as to whether the Court has jurisdiction, the matter shall be settled by the decision of the Court.

なお、第三委員会報告書は、右の規定に関して次のような説明を付加した。すなわち、委員会はブラジル代表の動議に基づき、本条一項に定めるよりも大なる程度で強制的管轄権を受諾する意思のある諸国及び連盟加盟国に批准の時またはその後この主題につき宣言をしようる旨の新たな条項を本条に付加した。この規定の効果は次の如くである。本条に列挙されたすべての問題あるいはこれらの問題のいくつかについてのみ強制的管轄権を選択する権限を与え、さらに、各国政府がより広範な管轄権に合意する意思ある関係に諸国(または連盟加盟国)をおくことを明確にすることを可能にする。 *Ibid.*, p. 222.

(28) *Ibid.*, pp. 256-257

以上、PCIJの基本的な組織枠組上の特質を明確化するための準備作業として、その枠組のうち裁判所の構成、強制的管轄権に関する確定過程における論議内容を、部分的ではあるが、概観してきた。こうした点については、すでにこれまでいくつかの有益な研究成果が発表されているが、これらを参照しながら、第一章で提示した視角からの分析は、次節でICJ組織枠組の確定過程について概観した後、併せて第三節で試みたい。